

仙 台 市 教 育 構 想 2021

(最終案)

令和 3 年 2 月

仙台市・仙台市教育委員会

目次

第1章 基本的事項	1
1. 策定の趣旨	
2. 教育構想の位置づけ	
3. 教育構想の期間	
第2章 教育を巡る国の動向と社会環境の変化	5
1. 国の動向	
2. 社会環境の変化	
第3章 本市の取組状況と課題	11
1. 学校教育	
2. 社会教育・生涯学習	
3. 多様な主体の連携・協働	
4. 教育環境整備	
第4章 基本理念	15
第5章 基本方針	17
1. 6つの基本方針	
2. 教育施策を進めるための各主体の役割	
3. 仙台市・仙台市教育委員会の役割	
4. SDGsとの関係	
第6章 教育施策	25
教育施策の体系図	26
基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育	28
基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育	32
基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育	41
基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実	48
基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり	54
基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備	60
第7章 教育施策の推進体制	63
1. 進行管理	
2. 社会全体での取組	
3. 情報の発信	
資料編	65
1. 用語解説	
2. 本構想の策定経過	
3. (仮称) 仙台市教育プラン検討委員会	
4. パブリックコメント	

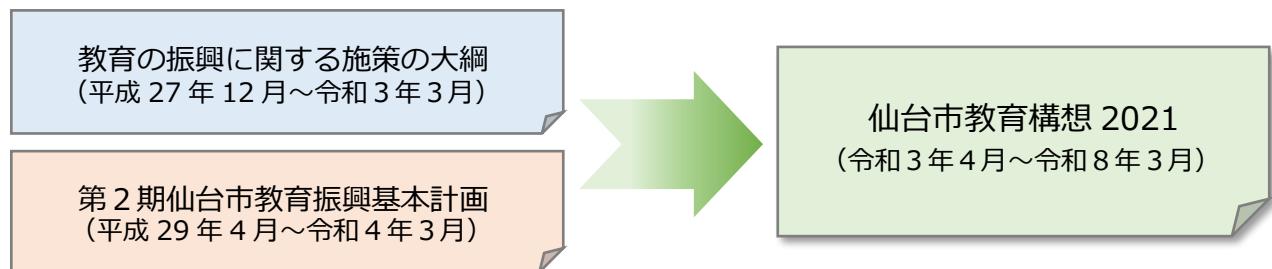
第1章

基本的事項

1. 策定の趣旨

本市では、平成 27 年 12 月に策定した「教育の振興に関する施策の大綱」と平成 29 年 1 月に策定した「第 2 期仙台市教育振興基本計画」のもと、教育施策を推進してきましたが、令和 2 年度をもつて「教育の振興に関する施策の大綱」がその期間を終えます。また、令和 3 年度は、本市のまちづくりの新たな指針となる「仙台市基本計画」がスタートするなど、本市の教育行政の基本的な方針について改めて検討すべき時機です。

社会環境の変化が激しく将来の予測が難しい時代にあって、本市教育の理念と新しい方針を定め、その下で効果的に教育施策を進めるため、令和 3 年度末までを計画期間とする「第 2 期仙台市教育振興基本計画」の終期を繰り上げ「教育の振興に関する施策の大綱」と一体化し「仙台市教育構想 2021」（教育構想）を策定するものです。



2. 教育構想の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

教育構想は、本市教育の基本理念（第 4 章）や基本方針（第 5 章）を定めるものであることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく「教育の振興に関する施策の目標や根本となる方針を定める大綱」及び、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置づけます。

(2) 「仙台市基本計画」との関係

「仙台市基本計画」では、まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～ “The Greenest City” SENDAI～」を掲げ、これまで培ってきた本市の強みを活かして「杜の都」を新しいステージに押し上げる挑戦を始めることとしています。

教育構想は、「仙台市基本計画」で掲げたまちづくりの理念を共有し、その中で示される教育分野の施策を協働して推進するものでもあります。

具体的に取り組む施策としては、「仙台市基本計画」における「心の伴走プロジェクト」「笑顔咲く子どもプロジェクト」「ライフデザインプロジェクト」などが挙げられます。

「杜の都」と親和性のある「Green」という言葉に、常に高みを目指す姿勢の象徴として最上級を表す「est」を付した“*The Greenest City*”は、「仙台市基本計画」において、まちづくりの方向性を示しています。「Green」には、自然や心地よさ、成長などのほか、心の優しさ、明るさの意味が込められており、教育はまちづくりと結びついていることから、教育構想においても“*The Greenest City*”という方向性を共有し、各般の教育施策を進めることとします。

理念

挑戦を続ける、新たな杜の都へ

～“The Greenest City” SENDAI～



(3) 本市の他の計画との関係

教育構想は、本市の関連する他の計画と緊密な連携のもと教育の振興を図ります。

【主な関連計画】

仙台市基本計画（2021年）

仙台市協働まちづくり推進プラン
(2021年)

仙台市すこやか子育てプラン 2020
(2020年)

男女共同参画せんだいプラン
(2021年)

つなぐ・つながる仙台子ども応援プラン
—仙台市子どもの貧困対策計画—
(2018年)

(仮称) 支えあいのまち推進プラン
(2021年)

仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン
(2020年)

障害者保健福祉計画・障害福祉計画（第5期）
・障害児福祉計画（第1期）(2018年)

仙台市幼児教育の指針
(2018年)

第2期いきいき市民健康プラン
(2018年)

杜の都環境プラン
(2021年)

仙台市食育推進計画〔第2期〕
(2018年)

仙台市スポーツ推進計画
(2012年)

仙台市いじめ防止基本方針
(2019年)

※（）内は策定（予定）年を示す。

3. 教育構想の期間

国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることや、「第2期仙台市教育振興基本計画」において計画期間を5年とし、中長期的な目標を設定して取組を進めてきたことを踏まえ、**教育構想の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間**とします。

なお、教育構想の中で、毎年度各事業の具体的な内容等を「教育事業概要」として取りまとめるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を行います。

第2章

教育を巡る国の動向と 社会環境の変化

1. 国の動向

(1) 第3期教育振興基本計画の策定

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を策定し、第2期計画における「自立・協働・創造」の3つの理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据え「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育施策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの基本方針を示しています。

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 新学習指導要領の全面実施

中央教育審議会での議論を踏まえ、平成29年3月には幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領が、また、平成30年3月には高等学校の学習指導要領が改訂されました。新学習指導要領は幼稚園では平成30年度から、小学校・中学校・高等学校では令和2年度以降段階的に全面実施されます。今回の改訂では、育むべき子どもたちの資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、育成を目指す資質・能力を身に付けられるようするため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められています。また、学校全体として「カリキュラム・マネジメント」を進めることにより教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ることとされています。

(3) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

不登校児童生徒に対する教育機会の確保や夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供など、義務教育に相当する段階での教育機会の確保等を総合的に推進するため、平成28年12月に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が制定されました。地方公共団体は、法律に定める基本理念を踏まえ、当該地域の状況に応じた教育機会の確保に向けた施策を策定し実施することとされています。

(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正

近年、教員の勤務が長時間化していることから、学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育と子どもたちへの効果的な教育活動を行うことができるよう、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されました。国が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定・公表することや、地方公共団体の判断により教育職員の一年単位の変形労働時間制を活用することが定められました。

(5) 地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正

「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、地域と学校が効果的、継続的に連携していく必要があり、平成 29 年 3 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置が努力義務となりました。同時に、社会教育法が改正され、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進していくことが求められています。

(6) 地域における社会教育の在り方

中央教育審議会は、平成 30 年 12 月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申し、人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であると指摘しました。また、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」が提示され、学びの場への地域住民の主体的な参画、多様な主体の一層の連携・協働、地域の学びと活動を活性化する専門性ある人材の活躍促進が重要とされています。

(7) G I G A スクール構想の加速

国において進められていた教育の I C T 化に向けた環境整備については、令和元年 12 月に G I G A スクール構想が打ち出され、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための補正予算措置が講じされました。また、令和 2 年 4 月には、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業時においても子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、1 人 1 台端末の早期実現や家庭の通信環境の整備などの補正予算措置が講じられました。これまでの教育実践と I C T を組み合わせることにより、教師と児童生徒の力を最大限に引き出すための取組が一段と加速しています。

2. 社会環境の変化

(1) S D G s の推進

S D G s (Sustainable Development Goals) は、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された令和 12 年（2030 年）までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため 17 の目標が掲げられています。教育は目標 4 「質の高い教育をみんなに」に位置付けられ、「教育が全ての S D G s の基礎であり、全ての S D G s が教育に期待している」とも言われています。S D G s の実現に向け、学校教育や社会教育など、それぞれの分野で 17 の目標を意識した取組を進めていくことが求められています。

(2) グローバル化の進展

世界では、人、物、情報が国境を越えて行き交うグローバル化が急速に進み、また、情報通信技術の進展により、物理的な距離や時間的な隔たりを越えて、言語や文化的な背景、価値観が異なる人々と交流する機会が大きく増加しています。外国語でのコミュニケーションスキルや、多様な文化・価値観を理解し、尊重する姿勢を身に付けるとともに、グローバルな視点で主体的に諸課題に対応していく必要性が高まっています。

(3) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活・行動様式の変化や新しい働き方・学び方の取組

新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワーク、遠隔学習など、非対面型のコミュニケーションが進んでいます。この動きは、今後も一層進展していくと考えられますが、対面での交流機会が減少する中でも、多様な他者とともに問題の発見や解決に取り組む力がより大切になります。対面か非対面かの二者択一ではなく、両者の良さを適切に取り入れながら、教育施策を開拓していく必要があります。

(4) 急速に進む技術革新

人工知能（A I）やビッグデータの活用、I o T (Internet of Things) など技術革新は急速に進んでおり、今後、こうした技術の一層の進展が社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されています。これらを背景として、産業構造も大きく変化し、労働人口の相当規模が A I やロボット等に代替される可能性が指摘されるとともに、これまでになかった仕事が新たに生まれることも予想されています。こうした中では、新たな技術を使いこなすだけでなく変化に柔軟に対応するための資質・能力の育成が求められます。

(5) 情報化の進展

スマートフォン等の所持率は年々増加しており、大量の情報に容易にアクセスすることが可能となっています。こうした中では、自らに必要な情報や信頼できる情報を選択し、活用できる力が必要となります。また、S N S （ソーシャルネットワーキングサービス）などを通じて、個人が情報を発信することも容易になっており、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も増加していることから、社会全体で情報モラルの向上に取り組んでいく必要があります。

（6）人生100年時代の到来

我が国の人囗が減少する一方で平均寿命は延伸を続けています。これまでにない長寿社会を迎えるにあたって、一人ひとりがその可能性を最大限に引き出し、ライフステージに応じて豊かな人生を送ることができるよう、誰もがいつでも学び続けることができる環境が求められています。

第3章

本市の取組状況と課題

本市では、8つの基本方針を定めた「教育の振興に関する施策の大綱」を平成27年12月に策定しました。更に平成29年1月には「第2期仙台市教育振興基本計画」を策定し、4つの基本的方向と19のミッションを掲げ、目指す教育の姿である「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」の実現に向け取組を進めてきました。以下、4つの基本的方向ごとに取組状況と課題を示します。

1. 学校教育

命を大切に互いを理解し思いやる「豊かな心」、健康で生き生きと過ごすための「健やかな体」、基礎的知識と応用力、学習意欲からなる「確かな学力」を育むとともに、社会的・職業的自立に必要な態度・能力を育成する仙台自分づくり教育や震災の教訓を活かした防災対応力の育成、特別支援教育、35人以下学級の推進など、学校教育の充実に取り組んできました。

■ 取組状況と課題

○ 命と心を守り、育む取組

スクールカウンセラーなどの専門職による支援の充実を図り児童生徒の心のケアを進めてきました。いじめや不登校、養育に課題を抱える家庭などの現状を踏まえると、新たに体系化した「命を大切にする教育」について地域・家庭での理解を深めるとともに、各学校の授業を通じ児童生徒が心の健康につながる資質・能力を身に付けることができるよう、取組を進めていくことが大切になります。また、互いを理解し思いやる心や、困難に立ち向かう心を育む取組を進めていくことが必要です。

○ 「知・徳・体」にわたる「生きる力」の育成

豊かな人生を拓いていくための基盤として、生きて働く知識・技能と思考力・判断力・表現力、学びに向かう力などを柱とする「確かな学力」(知)、命を大切に互いを理解し思いやる「豊かな心」(徳)、健康で生き生きと過ごすための「健やかな体」(体)をバランスよく育むとともに、学んだ知識や技能を活かし、自ら課題を発見し解決する力の育成に一層取り組む必要があります。

○ 震災の経験と教訓を活かした危機対応力の育成

東日本大震災の経験を踏まえ、自らの命を守り安全を確保する「自助の力」、災害発生時の対応や地域の復興に協力し参画する「共助の力」の育成に取り組むとともに、各学校での体系的な防災教育カリキュラムの展開や震災遺構を活用した体験学習などを進めてきました。感染症の流行や台風、豪雨災害といった自然災害が多発する中では、個人や地域のみでは対応が難しい課題を支える「公助の力」として、行政が支援することはもとより、本市の経験と教訓を活かした危機へ対応する力の育成はますます重要性が高まっています。

○ 多様性に応じた教育の充実

本市の不登校児童生徒数は年々増加しており、その対応は喫緊の課題となっています。仙台市不登校対策検討委員会からの提言も踏まえ更に具体的な取組を進めていく必要があります。また、経済的に困難を抱える家庭の児童生徒や障害のある児童生徒、外国人児童生徒への支援、義務教育未修了者への学び直しの支援など、一人ひとりの個性に応じた学びの機会の確保と教育の充実を一層進めていく必要があります。

○ 魅力ある教職に向けた取組の推進

学校に求められる役割は年々増加し、教員の時間外在校等時間は高い水準が続いています。教員が自らのワーク・ライフ・バランスを確保しつつ、より児童生徒に向き合える環境をつくることは、本市が求める人材の確保や、児童生徒の主体的・対話的で深い学びにつながります。学校における働き方改革と教職の魅力向上に資する取組を強化することが必要です。

2. 社会教育・生涯学習

市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいのある心豊かな生活を送るために、学習ニーズに応じた学びの機会の提供と人材育成を取り組むとともに、学校や社会教育施設等を活用し、その成果を活かすことのできる場の提供を進めてきました。

■取組状況と課題

○ ライフステージに応じた学習支援

学校施設を利用した社会学級や余裕教室の地域開放の取組、市民センターをはじめとした社会教育施設における多様な学びを通じ、市民の意欲的な学びの支援に取り組んできました。これまでは、子どもから大人まで、それぞれのライフステージにおける学習機会の充実に努めてきましたが、障害者などの学習の機会は十分ではありませんでした。また、社会学級や市民センターなどでは、参加者が固定化していく傾向があり、多様な学びに応じる講座等の工夫改善が必要です。

○ 学びを活かす機会の提供

人生100年時代の到来が予測され、生涯を通じて地域や社会で活躍する機会はより増えてくると考えられます。本市が進めてきた学びを活かす機会づくりの取組は、学校や社会教育施設におけるボランティア数の増加にも成果として表れています。活動への「参加」から「参画」へステップアップするような人材育成の取組や、学びの成果発表が他者の学びにつながる取組、また、それらを支える社会教育施設等の支援力の向上など、学びと実践の機会をさらに充実させていくことが必要です。

○ 社会教育施設の機能強化

本市には博物館や科学館をはじめとした社会教育施設があり、その専門性を活かし互いに連携しつつ、特色ある事業を展開して市民の学びを支援してきました。今後、ますますICTを利用した学習や情報収集の機会が広がっていきますが、各施設ならではの魅力を提供するとともに、多様化する市民の学びのニーズや社会の要請に応えていくことが求められています。

○ 子ども、若者の地域・社会への主体的な参画につながる学びの充実

市民センターでは、学びの支援・交流・地域づくりの拠点機能を活かし、子どもや若者が主体的に地域に関わりながら、地域文化の継承や地域課題の解決に取り組む活動が行われています。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災に資する事業や地域の絆を深める事業にも取り組んできました。今後多くの子どもや若者が地域への関心を高め、地域社会の構成員として主体的に活動を続けていくことが重要であり、地域全体で、世代を超えて人々が学び合い、支え合いながらまちづくりに取り組めるよう支援していくことが求められています。

3. 多様な主体の連携・協働

学校・地域・家庭など多様な主体が連携して、子どもの豊かな育ちを支える体制づくりを進めるとともに、家庭の教育力向上や、地域を支える人づくりなどに取り組んできました。

■取組状況と課題

○ 社会全体での学びの環境づくり

社会全体で子どもを育てることは、児童生徒への多様な体験機会の提供や、家庭での安心感、地域での生きがいの創出など、参画する各主体にとっても様々な効果が期待されます。地域のつながりや家庭の教育力の低下が指摘される中では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図っていく必要があります。また、これまでも嘱託社会教育主事や地域連携担当教員、学校支援地域本部のスーパーバイザー、地域コーディネーターなど学校や地域を支える人材の育成を進めており、今後も互いの取組を共有しながら連携・協働していくことが求められます。

○ 家庭教育を支える取組

様々な課題を家庭内で抱え込むのではなく、社会全体で支える取組が必要です。そのためには、家庭教育の支援に関わる市の複数の部署や関係機関などをネットワークでつなぎ連携を強化するとともに、地域で子どもを育てるという意識の醸成とN P Oや企業とも連携・協働する体制の構築が必要です。

○ 地域におけるネットワークの形成

子どもの健やかな育ちを支える学びの環境づくりや地域の防災体制づくり、課題解決に向けた取組を進めるためには、地域住民が課題を学び、共有するためのネットワークを構築することが必要であり、そのためには、社会教育施設、学校及び地域団体等が更に連携していくことが重要です。

4. 教育環境整備

学びを支える土台づくりのため、I C T 教育を推進する環境整備や、学校施設、社会教育施設の計画的な保全・更新を進めてきました。

■取組状況と課題

○ 社会状況の変化に応じた学びの場づくり

これまで学校施設や社会教育施設の計画的な保全と更新を進めるとともに、エアコン設置などの取組を行ってきたところです。児童生徒や市民が安心して学ぶため、公園やスポーツ施設などの公共施設の活用や教育施設の環境整備は引き続き重要であり、感染症の流行も踏まえた学びの場づくりを一層推進していく必要があります。

○ 学校のICT環境充実

各小学校への40台のタブレット端末の配備や電子黒板・大型提示装置の導入など、I C T 教育を推進するための基盤整備を進めてきました。令和2年度からは、国のG I G A スクール構想に対応し、児童生徒1人1台端末の整備と高速大容量の学校内の通信環境整備を進めています。児童生徒の学習機会を保障するとともに、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びと一人ひとりに適切な学びの実現に向け、I C T 教育環境を充実していく必要があります。

第4章

基本理念

基本理念

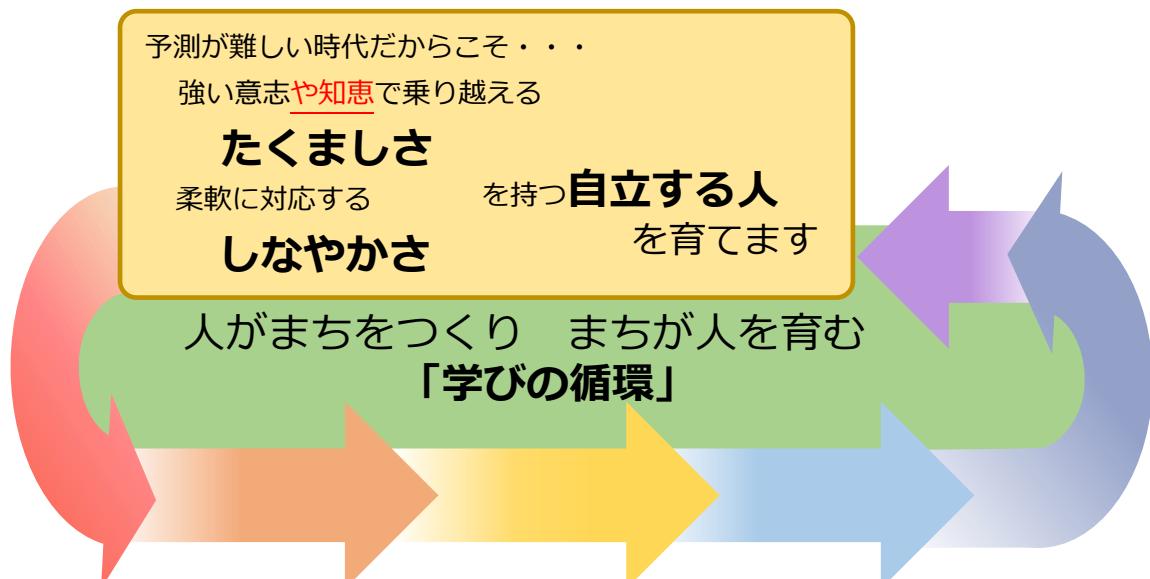
「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、
たくましく、しなやかに自立する人を育てます」

本市は、豊かな自然環境に恵まれるなかで緑あふれるまちづくりを進め、本市を代表する都市イメージとして「杜の都」と呼ばれ、また、近代教育の幕が開けると多くの高等教育機関が設置され、文化・芸術施設の充実とともに「学都」とも呼ばれるようになりました。

こうした背景をもとに、本市は、目指すべき教育の姿として、「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」を掲げ、これまで多岐にわたる取組を進めてきました。『学びのまち・仙台』の根底には、一人ひとりが学びを活かして交流することで、まちは発展し人を育む土壌となり、一人ひとりの更なる学びや活動につながるという「学びの循環」があります。本市では、この考え方のもとで、人づくりとまちづくりを一体のものとして進めてきたところであり、「学びの循環」は、教育構想においても踏襲すべき重要な立脚点と捉えています。

一方、現代社会は、情報化やグローバル化の急速な進展とともに、頻発する自然災害や感染症の流行、貧困、環境問題など、多くの地球規模の課題を抱えています。このような状況において、二人ひとりが持続可能な未来社会を切り拓いていくための力を備え、多様な主体と協働しながらともに支え合い社会の担い手となるよう支援することは本市教育の使命です。そして、予測が難しく様々な変化が起こる時代の中で、困難に向き合ったときにも、強い意志や知恵で乗り越える「たくましさ」と、柔軟に対応する「しなやかさ」を持ち、相互に支え合いながら自立して生きていく力を育むことが肝要です。

以上の考え方をもとに、「仙台市基本計画」の理念である「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」を共有しつつ、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を、本市の教育における基本理念として掲げます。



第5章

基本方針

基本理念	6つの基本方針	教育を巡る環境変化など
<p>人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、 たくましく、しなやかに自立する人を育てます</p>	<p>基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育</p> <p>基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育</p> <p>基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育</p> <p>基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実</p> <p>基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり</p> <p>基本方針VI 学びを支える確かな教育環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> SDGsを意識した取組 急速に進む技術革新への対応 GIGAスクール構想の加速など <ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領への対応 豊かな人生の基盤となる「知・徳・体」の育成 命と心を守り育む取組の推進など <ul style="list-style-type: none"> 多様性に応じた教育の充実 教育機会の確保の総合的な推進 学校における働き方改革 教職の魅力向上など <ul style="list-style-type: none"> 人生100年時代を見据えた生涯にわたる学びの充実 誰もがいつでも学び続けることができる環境づくりなど <ul style="list-style-type: none"> 社会全体での学びの環境づくり 家庭教育を支える取組 住民参画による地域づくりなど <ul style="list-style-type: none"> 教育施設における計画的な環境整備 感染症も含めた社会状況の変化に対応した学びの場づくり ICT環境の充実など

1. 6つの基本方針

基本理念の実現に向け、これまでの取組における課題や社会環境の変化により新たに生じた課題を踏まえ、今後の教育施策を展開するうえでの基本的な方針を、次の6つにまとめます。

基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

情報化や技術革新の進展など社会環境が変化し将来の予測が難しい中、様々な課題に対し自らが学び考え多くの人との協働を通じて、持続可能な社会を創ることが求められています。

児童生徒がグローバルな視野で、夢や希望、将来の理想像を描くことができるよう、学びを支えるとともに自らの可能性に挑戦する力を育てます。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

命を大切に互いを理解し思いやる「豊かな心」、生きて働く知識・技能と未知の状況にも対応できる思考力、学びに向かう力などからなる「確かな学力」、健康で生き生きとした生活を送ることができる「健やかな体」は、命と心を守りながら豊かな人生を拓く基礎となることから、これらをバランスよく育てます。

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

一人ひとりが豊かな生活を送り、活力ある社会を実現するためには、長所を最大限に引き出し、個性に応じた様々な学びにきめ細かく対応していくことが必要となります。多様性を尊重し、誰もが能力を最大限に発揮することができる教育を行います。

基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

人生100年時代を見据え、自らの可能性を伸ばし、生きがいを持ちながら豊かな人生を送れることができるよう、誰もが生涯にわたりいつでも学び続けられる環境が求められています。ライフステージやニーズに応じた学びの場や機会を確保するとともに、学びを活かして活躍できる仕組みをつくります。

基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

学校、地域、家庭、NPOなどの多様な主体の連携・協働のもと、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを着実に進めます。また、地域課題の解決に資する実践的な学びや活動を促進するとともに、本市の歴史的・文化的な資源を継承し、発展させながら都市の個性や魅力づくりに活かし、学びを通じた豊かな地域づくりにつなげます。

基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備

安心で利用しやすい学びの環境づくりは、教育を行う前提です。学校施設や社会教育施設等の適切な保全・更新などのハード面はもとより、学校内外における防犯活動や通学路の安全確保などのソフト面の環境も整えます。

2. 教育施策を進めるための各主体の役割

基本方針に基づく教育施策を進め、基本理念の実現につなげていくためには、本市の教育に関わる各主体が、子どもの教育や生涯の学びについてその役割を意識し、地域社会の中で協働し支えあいながら取り組むことが不可欠となります。

【学校】

学校は、児童生徒が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めながら、社会で自立して生きるために必要となる力を育て、多様な人々と協働し主体的に学ぶ態度を育みます。また、教員が生き生きと働き学び続けながら、児童生徒一人ひとりの長所を引き出すことができる環境をつくるとともに、これまで培ってきた地域・家庭との協働の基盤をさらに強めていきます。

【地域】

地域は、日常的な大人との関わりや、様々な体験機会の提供により、子どもたちが社会性や自主性等を育む場となるとともに、ライフステージに応じた学びの場ともなります。また、生涯学習や地域課題への関わりの中で、住民のつながりや生きがいを創出するほか、課題解決に取り組む力や社会教育を担う人材を育成することが期待されます。地域とともに歩みを進めてきた学校や社会教育施設を交流の核として、家庭と協働し子どもの育ちを支え豊かなコミュニティをつくります。

【家庭】

家庭は、全ての教育の出発点として、子どもとのふれあいにより豊かな情操を育むとともに、基本的な生活習慣や自立心など、心身の調和のとれた発達に大きな役割を果たします。保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有しており、学校や地域、行政とつながり、相互に助けあいながら、子どもの健やかな育ちを支えます。

3. 仙台市・仙台市教育委員会の役割

仙台市及び教育委員会は、学校教育、社会教育、家庭教育において、安心で充実した教育機会が提供されるよう環境を整える責務があります。教育構想により、学校、地域、家庭がそれぞれの役割を果たせるよう支援し、各般の教育施策を着実に進めます。

4. SDGsとの関係

(1) SDGsと教育

持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰ひとり取り残さない」を理念とし実現に向けた17の目標を掲げています。このうち教育は目標4「質の高い教育をみんなに」に掲げられ、全てのSDGsに関わる取組の基礎となるものです。SDGsの理念や目標を実現していくためには、現代社会が直面する環境、貧困、人権、平和、開発といったグローバルな課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出していくことが求められます。

【SDGsの17の目標】

	＜目標1> 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		＜目標2>飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	＜目標3> すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		＜目標4> 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	＜目標5> ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		＜目標6> 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	＜目標7> エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		＜目標8> 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	＜目標9> 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		＜目標10> 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	＜目標11> 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		＜目標12> つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	＜目標13> 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		＜目標14> 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	＜目標15> 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		＜目標16> 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	＜目標17> パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

(2) 持続可能な社会づくりに向けた本市の取組

本市においては、SDGsの理念や目標の実現に資する教育や活動を、学校教育では各教科や総合的な学習の時間などの学びを通じ、社会教育では市民センターでの講座や社会学級での学びなどを通じ、身近な地域課題を切り口としてライフステージに応じた様々な学びや活動の場面で取り組んできました。「仙台市基本計画」においてSDGsの達成に貢献するためプロジェクトを推進していくことが示されていることから、教育施策の中でも、SDGsの推進を重要な事項として位置づけました。今後も、持続可能な社会づくりを意識し、自ら考え、解決に向け行動することができるよう教育施策を進めます。

取組項目：杜の都のエコ・スクール【基本方針Ⅰ】



地域の花壇整備



グリーンカーテンの温度測定

取組項目：仙台版防災教育【基本方針Ⅱ】



仙台版防災教育副読本



震災遺構 仙台市立荒浜小学校

(3) 本市におけるSDGsと関連が深い取組項目

学校教育での取組		社会教育での取組	
<目標4> 質の高い教育をみんなに		<目標17> パートナーシップで目標を達成しよう	
仙台自分づくり教育【基本方針Ⅰ】 <p>「たくましく生きる力育成プログラム」や体験型経済教育、職場体験活動等を通じ、社会的・職業的自立に向けて必要な態度や能力の育成に取り組んでいます。</p>		市民センター講座や主催事業【基本方針Ⅳ】 <p>地域に身近な社会教育施設である市民センターにおいて、現代社会の様々な課題を学ぶ講座の実施により、市民の主体的な学びと地域づくりを支援しています。</p>	
杜の都のエコ・スクール【基本方針Ⅰ】 <p>児童生徒が環境問題を理解し、負荷が少なく地球環境にやさしい学校生活や環境の保全について、主体的に考え実践する活動を推進しています。</p>		<p>○国際化・情報化・環境・防災等の講座実施 ○住民参画・問題解決型学習事業（住民と市民センターとの協働により、地域課題を発見し、その解決への取組を学び実践する事業）など</p>	
学びを支える経済的な支援【基本方針Ⅰ】 <p>経済的理由のため就学が難しい児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等、就学に必要な費用を支援し、教育の機会均等と良好な就学環境の確保を図っています。</p>		社会教育施設における多様な学びの提供【基本方針Ⅳ】 <p>博物館での多彩な展覧会などを通じた歴史・文化・美術に親しむ機会づくり、科学館での自然科学に関する展示や自然観察会など施設の専門性を活かした多様な学びを提供しています。</p>	
仙台版防災教育【基本方針Ⅱ】 <p>震災の経験と教訓を活かし、平時から災害に備え、自分の命と安全を確保する「自助の力」、平時から他者や地域の力となり、災害対応や復興に参画する「共助の力」の育成に取り組んでいます。</p>		社会学級の運営支援【基本方針Ⅴ】 <p>各小学校・特別支援学校に社会学級を開設し、環境・福祉・防災などを課題にした市民の主体的な学びを支援するとともに、地域活動の活性化に繋げています。</p>	
多様性に応じた教育機会の確保【基本方針Ⅲ】 <p>不登校児童生徒への支援や特別支援教育の充実、外国人児童生徒への支援など、様々な学びの求めに応じた教育機会の確保に取り組んでいます。</p>		仙台の歴史や文化の継承と発信【基本方針Ⅴ】 <p>史跡である仙台城跡や陸奥国分寺・国分尼寺、郡山遺跡などの発掘調査や整備を行うとともに、様々な文化財の保全を進め、本市の歴史的資源を活用した学びの機会づくりと、郷土への関心を深める取組を行っています。</p>	
安心で利用しやすい教育環境づくり【基本方針VI】 <p>学校施設や社会教育施設について、計画的な保全と更新により機能の維持を行っています。また、ICT環境の充実に取り組むとともに、学校へのエアコン設置やトイレの洋式化、社会教育施設の展示内容の更新などを進め安心で利用しやすい環境の充実を図っています。</p>		<p>6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と技術革新の基盤をつづろう 11 住み分けられるまちづくりを</p>	

第6章

教育施策

教育施策の体系図

基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

I-1 未来の創り手となるための力の育成

施策 仙台自分づくり教育の推進
(I-1-①)

施策 持続可能な社会づくりに向けた
教育の推進 (I-1-②)

I-3 教育の機会均等に向けた支援

施策 学びを支える経済的な支援
(I-3-①)

I-2 ICT教育の推進

施策 ICTを活用した協働的で一人ひとり
に適切な学びの推進 (I-2-①)

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

II-1 豊かな心の育成

施策 互いを理解し思いやる心を育む
教育の推進 (II-1-①)

施策 いじめ防止等対策の総合的な推進
(II-1-②)

II-3 健やかな体の育成

施策 望ましい食習慣・生活習慣づくり
の推進 (II-3-①)

施策 体力の向上を目指した運動の
日常化の推進 (II-3-②)

II-2 確かな学力の育成

施策 学びに向かう力の向上を図る取組
の推進 (II-2-①)

施策 主体的・対話的で深い学びの充実
(II-2-②)

施策 幼児期からの切れ目のない
教育の推進 (II-2-③)

施策 魅力ある高校教育の推進
(II-2-④)

II-4 危機対応力の育成

施策 仙台版防災教育の推進
(II-4-①)

施策 感染症を踏まえた生活習慣づくり
(II-4-②)

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

III-1 多様性に応じた教育機会の確保

施策 不登校対策の推進
(III-1-①)

施策 特別支援教育の充実
(III-1-②)

施策 様々な学びの求めに応じた支援の
充実 (III-1-③)

III-2 一人ひとりに向き合える環境づくり

施策 35人以下学級の実施
(III-2-①)

III-3 魅力ある教職の実現

施策 学校における働き方改革
(III-3-①)

施策 教員の資質・能力の向上と
人材確保 (III-3-②)

教育施策の体系図

基本方針IV 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

IV-1 ライフステージに応じた学びの支援

- 施策 市民の主体的な学びの支援 (IV-1-①)
- 施策 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供 (IV-1-②)
- 施策 ICTを活用した多様な学びの提供 (IV-1-③)
- 施策 学びにつながる支援の充実 (IV-1-④)

IV-2 学びを支える人材育成

- 施策 社会教育事業に携わる職員の育成 (IV-2-①)
- 施策 自ら学ぶとともに、市民の学びをサポートする地域人材の育成と活躍促進 (IV-2-②)

基本方針V 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

V-1 社会全体で子どもを育てる環境づくり

- 施策 地域とともに歩む学校づくりの推進 (V-1-①)
- 施策 **学びを通じた**地域づくりの推進 (V-1-②)

V-3 地域づくりに向けた学びの推進

- 施策 地域における学びと実践の機会の充実 (V-3-①)

V-2 家庭教育の支援

- 施策 家族がともに学び、ふれあう機会づくりの推進 (V-2-①)
- 施策 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進 (V-2-②)

V-4 豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり

- 施策 仙台の歴史や文化の継承と発信 (V-4-①)
- 施策 アートを活かした地域の魅力の創出 (V-4-②)

基本方針VI 学びを支える確かな教育環境整備

VI-1 安心で利用しやすい教育環境の充実

- 施策 学校・社会教育施設の計画的な保全・更新 (VI-1-①)
- 施策 I C T 教育基盤の整備 (VI-1-②)
- 施策 健やかで安全な学校生活の環境整備 (VI-1-③)
- 施策 学校規模適正化の推進 (VI-1-④)

基本方針 I 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

I – 1 未来の創り手となるための力の育成

変化が激しく将来が展望しにくい状況の中で、夢を描き、実現しようとする意欲や、地球規模の課題や地域課題へ主体的に関わる意識、社会的・職業的自立に必要な態度など、未来の創り手となるための力を育成します。

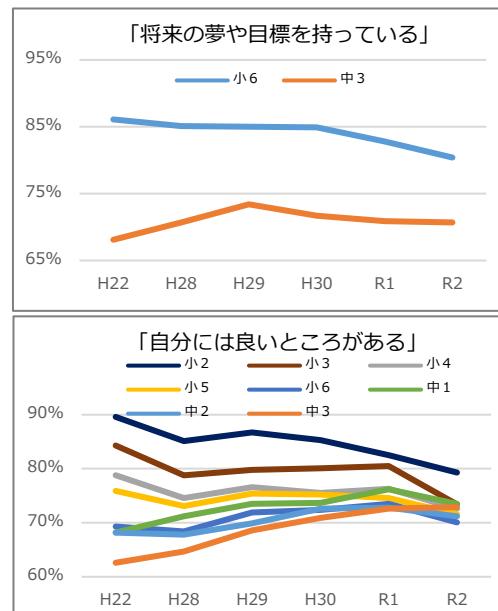
施策 仙台自分づくり教育の推進 (I – 1 – ①)

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

仙台自分づくり教育、たくましく生きる力育成プログラムの推進、楽学プロジェクト

■ 施策の取組状況等

- 仙台自分づくり教育として、自己肯定感や他者との関わりなど自立を内面から支える力を育てるたくましく生きる力育成プログラムの実践、仙台にゆかりのある社会人を講師に招き将来への夢や意欲を育む自分づくり夢教室、地域・企業と連携した職場体験活動により将来の自分の在り方を考え、望ましい勤労観や職業観を育む取組を進めてきました。また、仙台子ども体験プラザにおける体験型経済教育の実践により、経済活動や生活設計を学ぶ機会を設けてきました。
- 仙台市生活・学習状況調査においては、「将来の夢や目標を持っている」「自分には良いところがある」との質問に肯定的に回答した児童生徒の割合は、東日本大震災後に低下した後、近年は上昇傾向にありましたが、令和2年度は感染症や臨時休業等の環境変化も背景に、多くの学年で低下しています。また、学年の進行に伴い低下する傾向にあります。



△ <取組方針>

- 各教科や特別活動等と関連付けたたくましく生きる力育成プログラムの実践により自己肯定感やコミュニケーション能力などの向上を図るとともに、新学習指導要領やGIGAスクール構想なども踏まえた内容の充実を進めながら、変化の激しい時代を生き抜く力を育成します。
- 地域人材や企業、関係機関の協力を得ながら、自分づくり夢教室や職場体験活動、職業講話を実施するとともに、仙台子ども体験プラザでの体験型経済教育の実施により、社会的・職業的自立に向けた資質と能力を育成します。
- 多様な仙台自分づくり教育の活動を子どもたちの発達段階に応じて体系的に実施することで、より効果的なキャリア教育を進めます。

基本方針 I 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

施策 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進（I－1－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

仙台自分づくり教育、環境教育の推進、各教科や総合的な学習の時間等での学び

■ 施策の取組状況等

- SDGs の推進には、環境、貧困、人権、平和、開発など、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことで持続可能な社会づくりを目指すことが重要です。小中学校の新学習指導要領においても、その前文に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、各教科等の中に関連する学習内容が盛り込まれています。
- 環境に関連した部署と連携し、教員の環境教育・学習に関する知識向上を図るとともに、地域の環境資源も活用しながら、児童生徒一人ひとりが自然環境や地球環境の大切さを理解し、環境問題を主体的に考え実践する活動を進めてきました。また、各教科等での学習や仙台自分づくり教育など、様々な場面で持続可能な社会の構築を意識する取組を進めてきました。
- 児童生徒がSDGsとの関連性を意識し、身近な行動に反映させることができるよう多様な学びの機会をつくり体系的に学習を進める必要があります。

△ **< 取組方針 >**

- 各教科等での学習や様々な社会体験活動などを通じ、SDGs の理念や趣旨、背景にある地球規模の課題を体系的に学ぶことができるよう、新たに学校教育での取組指針等を示しながら、児童生徒が持続可能な社会づくりを自らの課題として受け止め行動に活かす姿勢を育成します。
- 教育に関わる各主体が連携しながら、様々な活動を通して持続可能な社会の創り手としての資質・能力を涵養します。

I – 2 ICT教育の推進

IoTやAIなど技術革新が今後も急速に進展することが予想される中、情報を主体的に使いこなす力を育成するとともに、ICTを活用した学びのニーズへの対応が求められることから、学校教育におけるICTの活用を推進します。

施策 ICTを活用した協働的で一人ひとりに適切な学びの推進（I – 2 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

教員のICT活用能力の向上、ICTを活用した授業実践、情報モラル教育、インターネット巡視

■ 施策の取組状況等

- 児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、タブレット端末を活用し情報を収集、整理、発信する活動の実践や、授業実践事例集の活用促進、大学と連携したプログラミング授業の実践などに取り組んできました。
- 児童生徒が情報を適切に活用し、情報化社会で適正に活動する考え方や態度を育成するため、情報モラル教育を進めてきました。
- 情報化の進展に伴うインターネットを介したトラブルの未然防止を図るため、SNSやインターネット掲示板への不適切な書き込みの巡視や学校との情報共有にも取り組んできました。

△ < 取組方針 >

- 児童生徒1人1台端末を活用し、多様な学習状況を把握し授業改善につなげるとともに、児童生徒が互いの考えや情報を共有し学び合うなど、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びと一人ひとりに適切な学びを推進します。
- 対面とオンラインの特性を踏まえつつ、各手法を組み合わせた効果的な学びを展開するため、教員のICTを活用した指導力の向上や機器の利活用に関する運用支援体制の構築、児童生徒の健康面への配慮等を行ながら、学校におけるICT活用を促進します。
- 感染症や自然災害などによる臨時休業への対応や不登校児童生徒、病気療養中の児童生徒への支援など、様々な状況に対応した学びを保障するため、遠隔教育を推進します。
- 動画コンテンツや同時双方向による授業展開に向けた体制づくりに取り組みます。
- 情報化の進展により、SNSなど、インターネットを介したトラブルの増加が予想されることから、インターネット巡視活動と学校と連携した未然防止への対応を進めるとともに、家庭・保護者と連携しながら情報モラルのさらなる浸透に取り組みます。

基本方針 I 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

I – 3 教育の機会均等に向けた支援

児童生徒一人ひとりが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、夢に向かって学ぶことができるよう、学びのセーフティネットの充実を図ります。

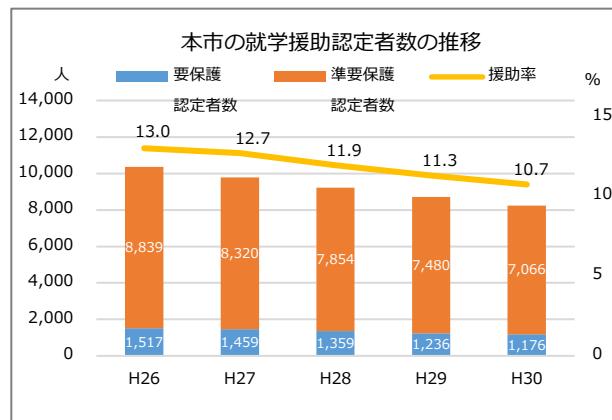
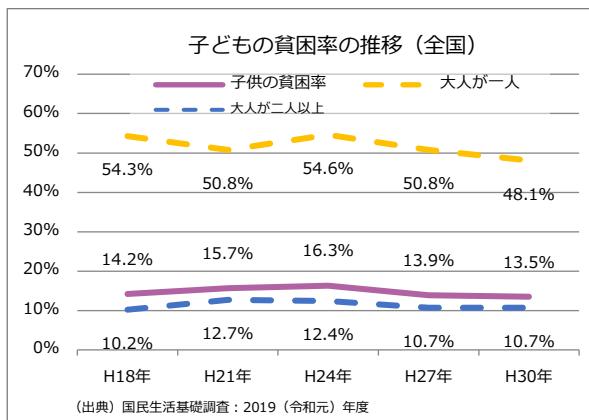
施策 学びを支える経渉的な支援（I – 3 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

就学援助、高等学校等修学資金借入支援

■ 施策の取組状況等

- 経済的な理由のため就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の就学に必要な費用を支援することで、良好な就学環境の確保に努めてきました。
- 国民生活基礎調査における17歳以下の子どもの貧困率は平成24年以降改善傾向であり、平成30年は13.5%となっています。加えて、本市の就学援助認定者数も減少が続いていること、平成30年度の援助率は10.7%となっています。
- 国民生活基礎調査の平成30年度実績では、依然として7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるほか、新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢への影響を勘案すると、経済的な支援と就学機会の確保は引き続き重要な課題です。



＜取組方針＞

- 経済情勢や家庭の所得状況の動向を注視しながら、就学援助制度等を適切に運用します。また、必要な世帯に制度が確実に利用されるよう家庭へのきめ細かな周知を行います。
- 本市ではひとり親家庭への支援や医療費等への経済的な支援など、各般の子育て支援施策を複数の部局が連携し、推進しています。引き続き、支援を必要とする児童生徒や家庭を支えることで、安心して子育てできる環境を整えます。

II – 1 豊かな心の育成

学校教育全体を通して、命を大切にする心や自己肯定感、規範意識、公共の精神、自他を尊重し思いやりの心、よりよい人間関係を築く力など健やかな成長の礎となる豊かな心を育みます。

施策 互いを理解し思いやりの心を育む教育の推進（II – 1 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

道徳教育、福祉・人権教育、心のバリアフリー推進、命を大切にする教育、音楽・芸術の鑑賞会

■ 施策の取組状況等

- 学習指導要領の改訂により「特別の教科 道徳」が位置づけられたことに伴い、教科書の選定や各市立学校での年間指導計画の策定を行うなど授業改善を進めてきました。また、推進協力校における「命を大切にする教育」の実践研究を進め、各教科等と関連付けた系統的なカリキュラムの策定を進めてきました。
- 家族形態の変容、価値観の変化などを背景に、家庭での教育力の低下や、地域での交流機会・体験活動の減少が指摘されています。また、グローバル化が進展する中で、多様な文化や価値観を背景とする人々との交流と相互理解の必要性が高まっています。互いの違いを認識しつつ、自ら考え他者と協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力の育成を進める必要があります。

＜取組方針＞

- 命の大切さや尊さを理解するとともに、ソーシャルスキルトレーニングやストレスマネジメントを取り入れながら、温かい人間関係を築く力を育む「命を大切にする教育」について、専門家の助言をもとに検証を行うとともに、授業実践を重ね児童生徒の実態に即したプログラムとなるよう改善を図ります。
- 児童生徒が人権の意義や重要性について理解するとともに、年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、多様性を尊重しながら自他を大切にする態度を育む教育を推進します。
- 「特別の教科 道徳」等の実践により、道徳的な課題を児童生徒一人ひとりが自分自身の問題と捉え、考える態度を育みます。
- 児童生徒の豊かな情操を培うため、文化や芸術に触れ、体験する機会づくりを進めます。
- 学校における道徳教育に対する、家庭や地域からの理解と協力を得るとともに、関係部局との連携も図りながら、児童生徒の豊かな心の育成に取り組みます。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

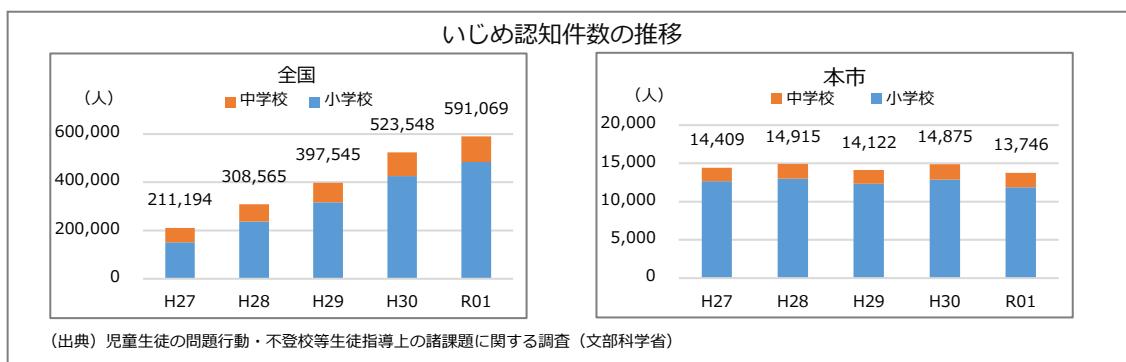
施策 いじめ防止等対策の総合的な推進（Ⅱ－1－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置、いじめ対策支援員の配置、24時間いじめ相談専用電話、SNS相談、スクールロイヤーによる相談支援、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、いじめ防止「きずな」キャンペーン、いじめストップリーダー研修、さわやか相談員の配置

■ 施策の取組状況等

- 本市では、いじめ防止を最重要課題の一つと位置づけ仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年4月1日施行）を制定し取組を進めてきました。これまで、学校でのいじめ防止対策の中核として中学校全校へいじめ対策専任教諭を配置するとともに、小学校への児童支援教諭の配置を進めたほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、スクールロイヤーによる法的側面からの相談支援など、児童生徒への支援や学校の支援体制の向上を図ってきました。また、令和元年度には全ての市立学校で児童生徒や保護者・地域とともに学校いじめ防止基本方針を見直しました。
- 全国のいじめ認知件数は、積極的な認知が進んできたことから継続して増加しています。一方、本市では以前から早期発見と早期対応に取り組んでおり、近年の認知件数は横ばいで推移しています。
- 児童生徒の健やかな学びと育ちを支えるため、地域や家庭との緊密な連携を進めながら、学校の更なる組織的な対応力の向上と、専門職と教職員の連携を一層進める必要があります。



<取組方針>

- いじめの未然防止に向けた取組の検証を進めながら、いじめ防止に向けた児童生徒の意識の向上に取り組むとともに、学校いじめ防止基本方針に基づき、地域や家庭との連携や啓発を進め、社会全体でいじめから児童生徒を守る意識の醸成を図ります。
- 各学校でのアンケート調査の実施や、24時間いじめ相談電話やSNS相談など、児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、仙台市いじめ等相談支援室などの関係機関と連携しながら、いじめの早期発見、早期対応の取組を進めます。
- いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の体制強化やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職による相談支援体制の充実を図るとともに、専門職を含めた教職員間の情報共有の徹底など連携体制の強化や校内研修体制の充実を進め、いじめへの組織的な対応力の向上に取り組みます。

II – 2 確かな学力の育成

本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査を活用するとともに、幼稚園、保育所等と小学校間及び小学校と中学校間の連携など幼児期からの切れ目のない環境づくりを通じて、知識・技能の定着と未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力や、学びに向かう力の向上に取り組みます。

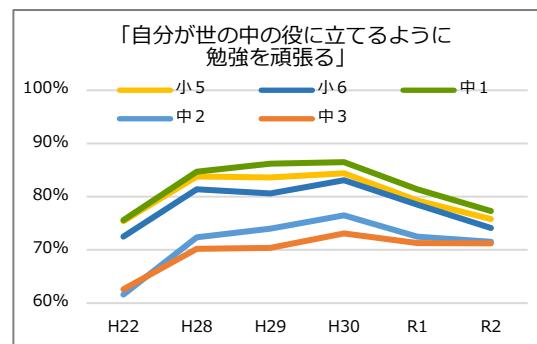
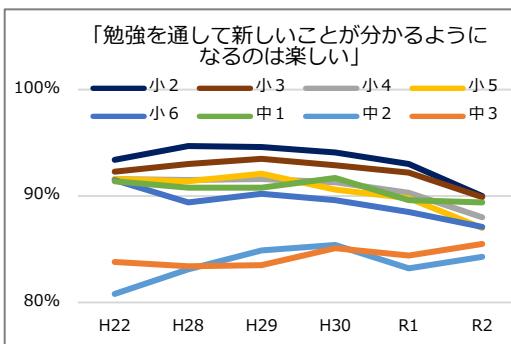
施策 学びに向かう力の向上を図る取組の推進（II – 2 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

学習意欲の科学的研究に関するプロジェクト、標準学力検査、生活・学習状況調査、小学校高学年教科担任制の実施

■ 施策の取組状況等

○ 本市では、学習意欲を「学力」の根幹と捉え、たくましく生きる力の育成などの取組を進めましたが、生活・学習状況調査においては、近年、学習に対する意欲が低下する傾向にあります。また、毎年度東北大学との連携により分析を行っており、規則正しい生活習慣、家族や友人との信頼できる人間関係が学力と相関関係にあることや、スマートフォンの使用時間・方法が学習意欲や学力に影響することが明らかになっています。



<取組方針>

- 各学校でのたくましく生きる力育成プログラムの実践などを通じ、自己肯定感など学びの基盤となる力を育成し、児童生徒の主体的で対話的な学びを推進します。
- 標準学力検査、生活・学習状況調査の結果について科学的な分析を継続し、児童生徒等に対し、分析結果のより効果的な周知を行うとともに、学校と家庭が連携し学習意欲の基礎となる生活習慣づくりを支援します。
- 質の高い授業づくりを通じ、児童生徒一人ひとりの学びに向かう力の向上を図るために、小学校高学年における教科担任制を推進します。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

施策 主体的・対話的で深い学びの充実（Ⅱ－2－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

標準学力検査、生活・学習状況調査、サイエンススクール、科学館学習・天文台学習、小学校理科学習の充実、大学と連携した提案授業の実施、小学校外国語教育推進、交流学習の実施、少人数指導の実施、中1数学少人数指導の実施、放課後等学習支援

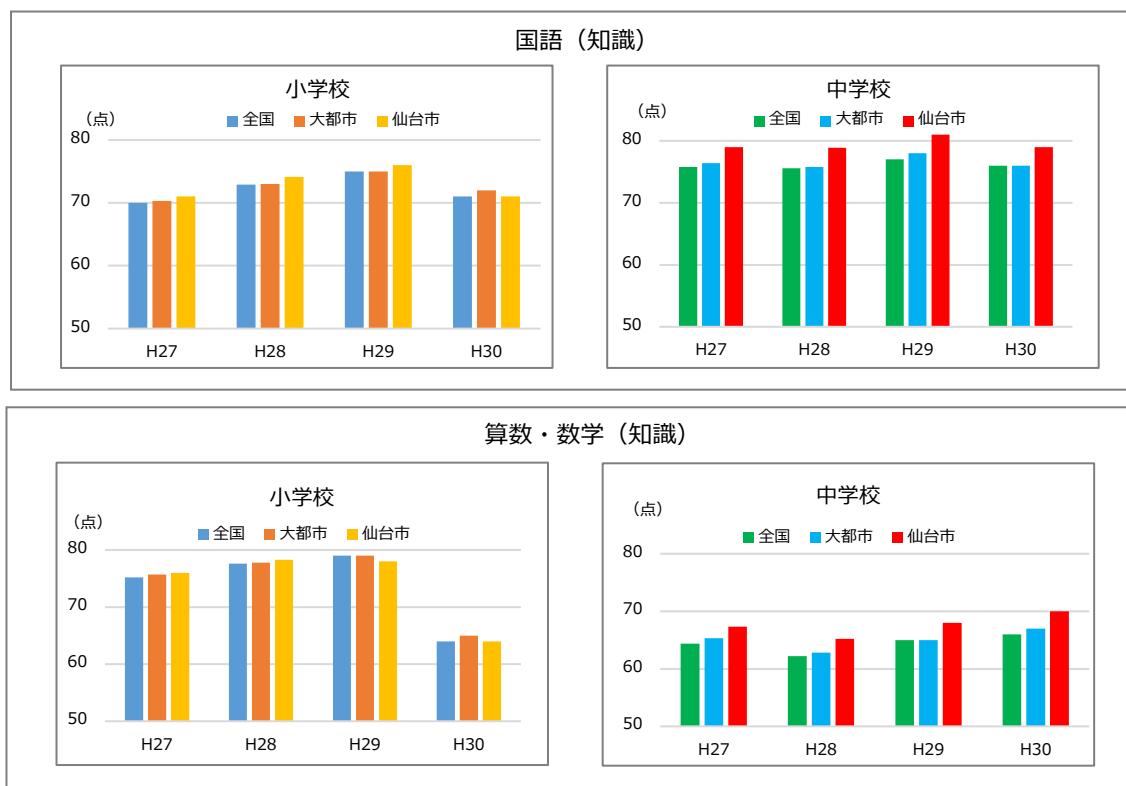
■ 施策の取組状況等

- 平成30年に策定した「仙台市確かな学力育成プラン2018」において、育みたい「確かな学力」の構成要素を「基礎的知識」「応用力」「学習意欲」とし、基礎的知識と応用力を相互に補完しながら向上するとともに、主体的に学習に取り組む意欲を向上することを目指しています。
- 本市独自の標準学力検査の結果について、大学と連携した分析を行い、課題改善のための指導方法の工夫や提案授業の公開を通じた教員の授業実践力の向上、教材開発に取り組んできました。また、少人数指導や放課後等における学習支援により、児童生徒一人ひとりの学力の定着度に応じた指導を進めてきました。
- 全国学力・学習状況調査においては、本市の児童生徒の学力は概ね全国平均を上回る水準で推移しています。また、標準学力検査及び生活・学習状況調査においては、正答率が目標値と同等以上の児童生徒の割合は、概ね6割から8割で推移しています。
- 新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、家庭や地域とともに教育目標を具現化していく「社会に開かれた教育課程」や、より効果的な学びの展開に向けたカリキュラム・マネジメントが求められています。

△ **<取組方針>**

- 新学習指導要領に沿って、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善やカリキュラム・マネジメントの適切な運用による教育活動の質の向上に取り組みます。
- 本市独自の標準学力検査、生活・学習状況調査による児童生徒の学習到達度の把握と分析を通じ、授業づくりや指導方法の改善に繋げます。
- 少人数指導や放課後等を活用した補充学習により、一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援を進めます。
- グローバル化の進展に対応した児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の育成に向け、専門の教科担当教員や外国語指導助手(ALT)による指導の充実、小中間の英語科教員の交流促進など、外国語指導体制の強化とともに教員の外国語指導力の向上を図ります。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育



(出典) 全国学力・学習状況調査（文部科学省）

施策 幼児期からの切れ目のない教育の推進（Ⅱ－2－③）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

幼保・小連携推進、スタートカリキュラムの実施、小1生活・学習サポーターの配置、小中連携推進、小学校高学年教科担任制の実施

■ 施策の取組状況等

- 入学や進学に伴う環境変化等による児童生徒への影響（小1プロブレムや中1ギャップ）を軽減することは子どもたちが学校生活へ円滑に適応し、学習意欲の向上を図る観点から重要となります。そのため、幼稚園・保育所等と小学校との接続では、幼稚園・保育所等との合同研修会や連絡会議による相互連携に取り組むとともに、スタートカリキュラムの全市展開、小1生活・学習サポーターの配置による学校生活の支援を進めてきました。
- 小学校と中学校の接続では、教員相互の授業交流や共同でのカリキュラム作成等の交流活動を行うとともに、小学校高学年での教科担任制の実施により、学習内容の定着と中学校の学習への円滑な接続を進めてきました。

＜取組方針＞

- 未就学児の健やかな育ちの基盤づくりの目標を示した仙台市幼児教育の指針も踏まえつつ、幼稚園、保育所等と小学校の更なる連携を進めるとともに、小学校1年生の円滑な適応に向けた取組を進めます。
- 小学校と中学校の教員の相互の授業交流や共同でのカリキュラム作成等により、学習や生徒指導の連携を深め、義務教育9年間を通じた切れ目のない教育を展開します。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

施策 魅力ある高校教育の推進（II－2－④）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

高等学校及び中等教育学校の教育課程運営、進路指導支援（就職支援員の配置、スキルアップセミナー等の実施）

■ 施策の取組状況等

- 本市では、進路希望等の多様化や就業構造の変化等を踏まえ「仙台市立高等学校再編計画」に基づき、市立高等学校4校と新設された中等教育学校において、時代を見据え特色ある高校づくりと、多様な教育活動を進めてきました。
- この間も、国において高等学校教育と大学入学者選抜、大学教育の三者を一体的に改革する高大接続改革が推進され、令和4年度から高等学校の新学習指導要領が実施となるなど、高校教育を巻く環境は大きく変化しています。
- 市立高等学校では、少子化の進行等により志願者数が減少する傾向にあり、更なる魅力づくりが求められています。

△ <取組方針>

- 社会人として必要な資質・能力の育成と進路希望の実現を目指し、市立高等学校及び中等教育学校において、各校の教育目標や生徒の実態に即した教育課程の編成と、創意工夫を凝らした魅力と特色のある教育活動の充実を図ります。
- 進路指導支援の取組や企業等と連携したインターンシップの推進、就職支援員の配置などにより、職業観や進路意識の高揚を図り、生徒一人ひとりの希望進路の実現を目指します。
- 高大接続改革や新学習指導要領を踏まえ、大学入試の電子調査書に対応した体制の整備や、ICT等を活用した一人ひとりに適切な学びの実現に向けた教員の授業力向上に取り組みます。また、広い視野と指導力を有する教員の育成を図ります。

《仙台高等学校》

生徒の学力向上と進学目標の達成に向け、学年に応じた進学重視型単位制のカリキュラムの充実を図り、少人数による普通科教育を展開します。

《仙台工業高等学校》

工業教育の基礎・基本の充実や資格取得の推進を図るとともに、地域や産業界との連携による「デュアルシステム」を通じ実践的な技能・技術の獲得と確かな職業観の醸成を推進します。

《仙台商業高等学校》

基礎学力の向上と商業教育の基礎的・基本的知識の習得に重点を置き、資格取得を奨励します。また、組織の一員として社会の変化に柔軟に対応する創造性やコミュニケーション能力を身に着けた人材を育成するビジネス教育を推進します。

《仙台大志高等学校》

生徒一人ひとりの様々な個性や学習ニーズに応えるため、主体的に学ぶことができる時間の保障と多様な履修を可能とするカリキュラムを提供します。

《仙台青陵中等教育学校》

体験や社会とのつながりを重視した教育活動を通じ、学力の向上と自立した人間の育成を目指し、計画的な6年間の一貫教育を展開します。

II – 3 健やかな体の育成

体力は健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力など精神面の充実にも大きく関わることから、望ましい食習慣や生活習慣づくり、体力の向上など、豊かな人生の基礎となる健やかな体を育成します。

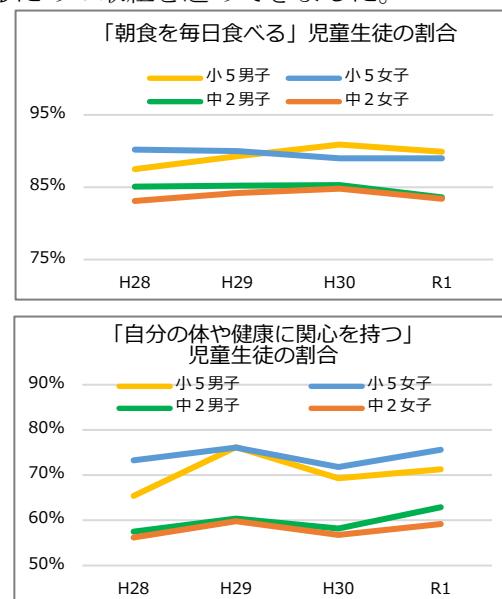
施策 望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進（II – 3 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

学校における食育の推進、生活習慣向上への取組、食物アレルギー対策への取組

■ 施策の取組状況等

- 本市では、単独調理校を含めた全ての学校で、アレルギー対応食の提供体制を整えていました。また、令和2年4月から学校給食費を改定し、必要な栄養量の確保に向けた取組を進めるとともに仙台市食に関する指導の手引きを活用した指導や、保護者向け健康教育セミナーの実施など、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けるための取組を進めてきました。
- 生活習慣については、これまで、保健指導資料の作成や情報発信、学校保健委員会の活性化支援など、児童生徒自らが生活習慣を振り返り、健康を意識しながら生活改善ができるよう取り組んできました。
- 本市の健康実態調査において「朝食を毎日食べる」児童生徒の割合は約9割となっていますが、特に中学生で孤食の割合が高くなっています。また、スマートフォンやタブレットの使用など、メディアへの接触時間は増加しています。
- 自分の体や健康に関心を持つ児童生徒の割合は徐々に増加しており、健康に関する意識の向上に向け、引き続き学校での指導と啓発が求められます。



(出典)仙台市立小・中・中等教育・高等学校健康実態調査

< 取組方針 >

- 仙台産の農産物の活用を図りながら、食物アレルギーへの対応を含め安心な学校給食の提供を行うとともに、生きた教材である給食を中心に各教科等と関連づけた指導を通じ、食の大切さや文化等への理解を深めます。
- 食育の基本である「共食」など、望ましい食習慣づくりには家庭の理解が欠かせないことから、親子での料理教室や、「食育月間」「食育の日」の取組を進めます。
- 健康診断の調査結果について効果的な活用を図るとともに、保健衛生の先進的な取組を進めている学校の情報を共有することや、健康課題に関する研修等を通じ教員の指導力向上を図るなど、規則正しく健康を意識した生活習慣づくりを進めます。
- 学校医等の専門家や保護者との連携による保健指導や学びの機会の充実を図り、生活習慣や健康づくりを推進します。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

施策 体力の向上を目指した運動の日常化の推進（Ⅱ－3－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

児童生徒の体力・運動能力向上、部活動外部指導者の派遣、部活動指導員の配置

■ 施策の取組状況等

- 運動事例集や啓発資料の作成・配布、アスリート活用事業等により運動の日常化を図る環境づくりを進めてきました。また、平成30年3月にスポーツ庁がとりまとめた運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを踏まえ、本市としても運動部活動の方針を策定し、適切な活動時間並びに休養日の設定やオフシーズン等の設定、参加する大会の精選など、運営面の見直しを進めてきました。
- 健康実態調査において「ほとんど毎日運動する」と回答した児童生徒の割合は、小学生では1年生から4年生まで増加していますが、5年生と6年生は低下するなど、高学年での運動離れが課題となっています。中学生では、学年が上がるにつれて運動頻度が低下する傾向にあるほか、運動時間の少ない女子への動機づけが課題となっています。

△ <取組方針>

- 児童生徒の体力・運動能力を適切に把握するため、体力・運動能力調査を実施し、効果的に活用します。また、タブレット端末を活用し、写真や動画のコンテンツを活用した効果的な体育指導を進めます。
- 地域と学校が連携したスポーツイベントやトップアスリートによる学校訪問等を通じ、児童生徒の運動への意欲や関心の向上を図ります。また、取り組みやすい運動事例の紹介など、新しい生活様式も踏まえた運動の日常化に向けた取組を進めます。
- 運動部活動の方針に基づき、望ましい指導と運営に関する体制づくりを行うとともに、外部の指導者の積極的な参画を進めます。また、運動部活動を持続的に推進していくため、大学や企業、地域との更なる連携強化を図ります。

II – 4 危機対応力の育成

本市では、東日本大震災を踏まえ、平時の備えと有事の対応からなる「防災対応力」の育成を進めてきました。自然災害の多発や感染症の流行などの困難な状況に遭っても、震災の経験と教訓を活かし、柔軟に対応し乗り越えていく危機対応力を育みます。

施策 仙台版防災教育の推進（II – 4 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

仙台版防災教育実践ガイド・防災副読本の活用、震災遺構仙台市立荒浜小学校の活用

■ 施策の取組状況等

- 仙台版防災教育実践ガイドを作成し学校での活用を促進することにより、各学校や地域の実情に応じたカリキュラムの策定を進めてきました。また、防災副読本については、逐次の改訂とホームページへの掲載等などを通じ、認知度も向上しており各教科等において活用が進んでいます。
- 令和元年度からは、震災遺構仙台市立荒浜小学校を活用した防災教育を開始しており、津波の被害を肌で体験できる機会を広げることで、震災の経験と教訓の確実な継承を図ってきました。

< 取組方針 >

- 震災遺構等の積極的な活用や地域との一層の連携を図りながら、自分の命を守り安全を確保することと、地域に協力し活動に参画する力を育む仙台版防災教育を推進します。また、困難な状況に直面しても、知識や経験を活かして、柔軟に克服していく力の育成に向けた取組を進めます。

施策 感染症を踏まえた生活習慣づくり（II – 4 – ②）

■ 施策の取組状況等

- 新型コロナウイルス感染症の流行は、マスクの着用や手洗い習慣、感染症に対応した教育活動など、児童生徒の日常生活や学校生活に大きな影響を与えました。
- 学校においても基本的な感染症対策の徹底に取り組んでいますが、感染症流行の長期化が見込まれる中で、児童生徒が自らの健康を適切に管理し、免疫力を向上させるために必要な知識を身につけ習慣化していくことが求められています。

< 取組方針 >

- 感染症流行の長期化を見据え、家庭の協力も得ながら、児童生徒が感染症や免疫力等についての正しい知識を身に付け、健康を管理していくための生活習慣づくりを進めます。

III – 1 多様性に応じた教育機会の確保

不登校や、障害のある児童生徒、外国人児童生徒など、様々な環境にある一人ひとりが可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活を送ることができるよう、多様性に応じた教育機会を確保します。

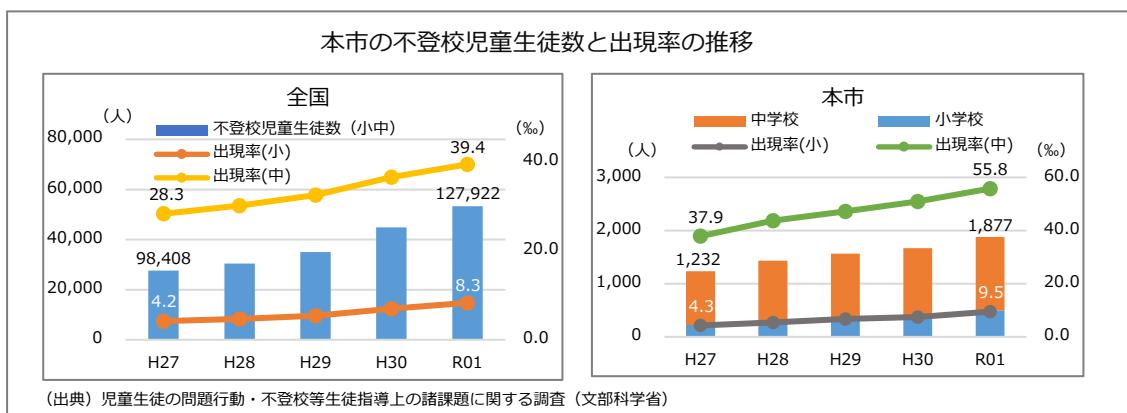
施策 不登校対策の推進（III – 1 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

児童支援教諭の配置、適応指導センター「児遊の杜」・適応指導教室「杜のひろば」、学校訪問対応相談員の派遣、ハートフルサポーターによる支援、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、放課後等学習支援

■ 施策の取組状況等

- 本市の不登校児童生徒数は、令和元年度で前年度比 12.5%増の 1,877 名となり、増加傾向が続いています。また、不登校児童生徒数の構成を学年別で見ると、中学校 1 年生以降で出現率が大きく増加しています。



- こうした状況を踏まえ、不登校の状況分析及び本市施策の評価を踏まえた効果的な対策を検討するため、平成 30 年度に仙台市不登校対策検討委員会を設置し、平成 31 年 3 月に提言を受けました。提言では、学校や児童生徒の状態に応じた対応の必要性と、安定した校内基盤づくりについて言及されています。これまで、不登校の初期段階から在籍学級外における支援を行う学校訪問対応相談員の充実、不登校の背景要因の一つである学習面でのつまずきに対応するための学習支援、不登校児童生徒の支援強化のためのフリースクールとの連携、各学校に児童生徒の居場所と通級指導機能を持つ在籍学級外教室の設置の検討などを進めてきました。

< 取組方針 >

- 不登校児童生徒や在籍学級への入りづらさを抱く児童生徒一人ひとりについて、保護者等と連携しながらその要因等の把握に努めます。
- 在籍する学級以外での学校での居場所となる「ステーション」の設置を進めるとともに、児童生徒が安心して利用できる環境づくりや、相談支援の充実など学校内の支援体制づくりを進めます。

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

- 放課後における学習支援など、普段の学校生活のなかで児童生徒一人ひとりの学習面でのつまずきを的確に把握し、早期から支援する学習支援体制の充実を図ります。
- 不登校児童生徒の社会的な自立を支援するため、適応指導センターや適応指導教室、子供相談支援センター、フリースクール等との連携を進めます。
- 不登校児童生徒の学習機会の確保のため、1人1台端末を活用した遠隔教育による支援について検討を進めます。

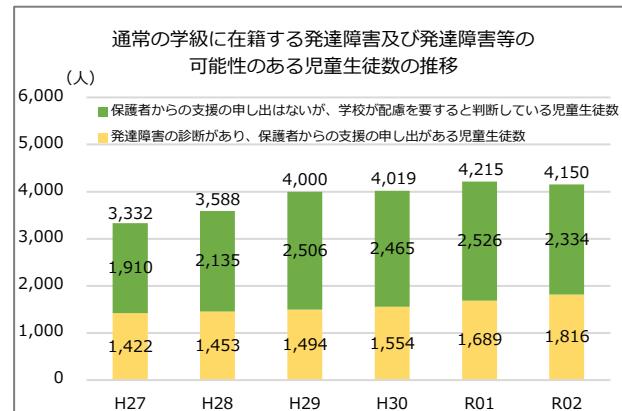
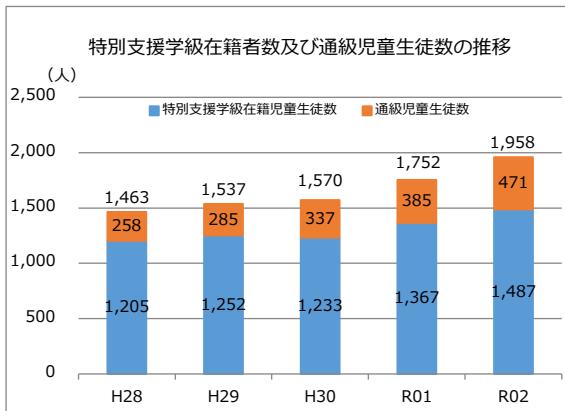
施策 特別支援教育の充実（Ⅲ－1－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

特別支援教育課程編成・実施支援、特別支援学級指導支援員・指導補助員・介助員の配置、特別支援教育中高連携推進、通級指導の充実

■ 施策の取組状況等

- 本市の特別支援教育は、障害のある方を取り巻く状況変化や、平成28年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例も踏まえ、「大切なひとり 共に生きるみんな」を理念に、仙台市特別支援教育推進プラン2018を策定し取組を進めています。特別支援学級在籍者数や通級児童生徒数は増加しており、通常の学級に在籍する発達障害等の可能性のある児童生徒も増加しています。



- 障害者スポーツ体験等を通して児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むとともに、障害理解教育の推進を目的とした心のバリアフリー事業を実施しています。また、市立高等学校での通級指導を開始したほか、病気療養のために入院している児童生徒に対するICTを活用した遠隔教育の取組を進めるとともに、読み書きに困難のある児童のつまずきを改善・克服するための「MIM（ミム）」を全市立小学校に導入し指導を開始しています。
- 個別の教育支援計画や指導計画の小中間の確実な引継ぎや、仙台中高連携サポートシートの活用による中高間の連携など、校種間の連携促進に取り組んできました。インクルーシブ教育システムの構築に向け、児童生徒や教職員、家庭や地域も含めた障害理解の一層の促進や関係機関との横の連携の充実、生涯学習施策とも連携したライフステージに応じた切れ目のない支援体制が求められます。

△
<取組方針>

- 障害のある児童生徒一人ひとりにとっての適切な学びを保護者とともに考え、就学を支援するとともに、個別の教育支援ニーズを踏まえた安定した学校生活を支援するため、支援員・補助員・介助員の配置や看護師など専門職の派遣を行います。
- 学校・家庭と発達相談支援センターや児童相談所などの関係機関との連携強化を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの養成など機能をより発揮できる学校内における体制整備の検討を進めます。
- 通常の学級での特別支援教育体制の充実を図るため、発達障害への対応など全ての教職員の知識と理解、支援スキルの向上を図ります。
- 市立鶴谷特別支援学校においては、本市における特別支援教育実践の中核的な役割を發揮し、先進的な教育実践の研究及びその成果の発信や、市立学校への情報提供等を行います。
- 個別の教育支援計画・指導計画の作成や中高連携サポートシートの活用などを通じ、特別支援教育に係る校種間連携を着実に進めるとともに、学校教育修了後の施設や企業との連携の在り方について検討を進めます。
- 市立小中学校における通級指導体制の整備を進めるほか、市立高等学校での通級による指導の充実を図ります。
- 1人1台端末の導入や病気療養児童生徒への遠隔教育モデル事業の実証も踏まえ、ICT教育環境の積極的な活用を図り、個別の教育ニーズに応じた対応を進めます。
- 特別支援教育の取組や障害理解等について市民に啓発する事業を実施します。

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

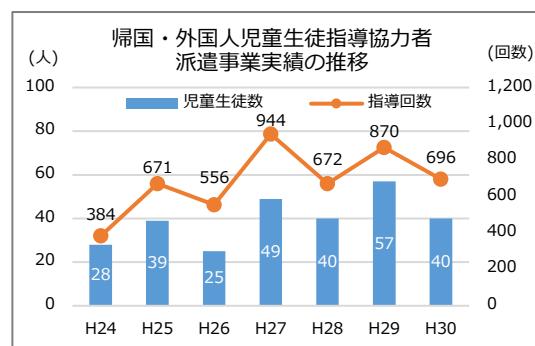
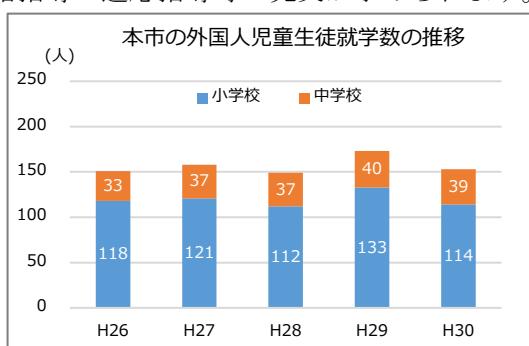
施策 様々な学びの求めに応じた支援の充実（Ⅲ－1－③）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

帰国・外国人児童生徒指導協力者の派遣、関係機関と連携した受入支援、市立中学校への夜間学級設置の検討

■ 施策の取組状況等

○ 近年、市立小中学校に在籍する外国人児童生徒数は大きく増減していませんが、日本語指導や適応指導等が必要な外国人児童生徒等に対する指導協力者の派遣実績は以前より増加しています。新たな在留資格「特定技能」の創設を内容とする改正出入国管理法が平成31年4月より施行され、今後、在留外国人の増加が見込まれることから、外国人児童生徒等への日本語指導・適応指導等の充実が求められます。



- 平成28年12月に制定された教育機会確保法では、地方公共団体は夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供など必要な措置を講ずるものとされています。
- 本市では平成28年度から2年間、宮城県教育委員会と共同で夜間中学設置に係る調査研究を行い、宮城県における設置の在り方について検討しました。調査研究では、宮城県への夜間中学の設置の必要性とともに、多くの需要が見込まれることや交通利便性等を踏まえ、設置場所は仙台市内が適切であるとの方向性が示されたことを受け、市民を対象にしたニーズ調査を行うなど、本市における夜間中学の設置の在り方について検討を進めています。

△ <取組方針>

- 支援が必要な外国人児童生徒等の動向や国の施策を踏まえつつ、日本語指導や授業での通訳等を支援する協力者の確保を図るとともに、多文化共生部門や関係機関と連携しながら、外国人児童生徒等への支援に取り組みます。
- 市立夜間中学の設置に向け検討を行い、様々な理由から義務教育を未修了のまま学齢を経過した方等への教育機会の確保に向けた取組を進めます。

III-2 一人ひとりに向き合える環境づくり

情報化やグローバル化などの様々な環境変化に対応し、児童生徒が充実した学びを進めることができるように、教員が児童生徒一人ひとりと向き合える環境づくりを進めます。

施策 35人以下学級の実施（III-2-①）

■ 施策の取組状況等

- 教育課題の多様化、複雑化や教員の多忙化なども背景に、本市では教員が児童生徒にしっかりと向き合い、きめ細かな対応を行うため少人数学級を推進してきました。
- 義務教育標準法において、学級編制の標準は小学校第1学年が35人、小学校第2学年から中学校第3学年までは40人とされています。本市では、平成29年度までに小学校第2学年及び中学校第1学年において35人以下学級編制を実施するとともに、平成30年度以降は中学校第2学年及び第3学年での35人以下学級を順次拡充してきました。
- 35人以下学級拡充の対象となった学校への調査結果では、「生徒と向き合う時間の確保」「授業におけるきめ細かな指導」「学級の中での生徒の活躍の機会」といった点で肯定的な評価が見られました。一方で業務負担については「依然として多忙感が残る」といった意見がありました。市立中学校における1ヵ月当たりの時間外在校等時間は、ここ数年60時間を超えており、校務の効率化や部活動における負担軽減など一層の働き方改革に取り組む必要があります。
- 「互いを理解し思いやる心を育む教育」、「いじめ防止」、「学びに向かう力の向上」、「主体的・対話的で深い学び」など、本市が一層の充実、推進を図り、学校教育の質を高めるための教育施策には、教員が児童生徒一人ひとりの良さや可能性を見出し、学ぶことの意義を実感させ、成長に繋げていく教育指導を十分に行える環境づくりが重要となります。
- 国においては、新型コロナウイルス感染症の対応も踏まえながら、児童生徒の学びの保障と一人ひとりに適切な学びの実現を目指した新しい学びの環境の姿を描き、少人数による指導体制の整備や関連する環境整備を進める方向で議論がなされています。

△ 取組方針

- 学級編制の少人数化によって向上する「生徒と向き合う時間」「きめ細かな指導」「生徒の活躍の機会」といった効果を、児童生徒一人ひとりの能力、適性、状況等に応じた教科指導や生徒指導など、教員が実践する学校教育活動に確実に反映させていく取組を進めます。
- 教員が児童一人ひとりより丁寧に向き合い、少人数によるきめ細かな指導を行っていく体制を構築するため、小学校での35人以下学級を拡充します。

III – 3 魅力ある教職の実現

教員が、自らのワーク・ライフ・バランスを確保しながら資質・能力の向上を図り、児童生徒により向き合って生き生きとした教育活動が行えるよう、魅力ある教職の実現に取り組みます。

施策 学校における働き方改革（III – 3 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

校務支援システムの活用促進、学校へのタイムカードの導入、学校閉庁日の実施、学校への電話自動音声案内の導入、部活動における外部人材の活用

■ 施策の取組状況等

- 社会環境の変化への対応や保護者等からの期待の高まり等を背景として、教員の長時間労働が常態化しており、こうした実態を踏まえ、学校における働き方改革を前進させるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和元年12月に成立し、勤務時間の上限について指針が示されたほか、一年単位の変形労働時間制を導入することが可能となりました。
- 本市においても、1ヶ月当たりの時間外在校等時間は小学校で約40時間、中学校で約60時間となっており、増加傾向に歯止めはかかったものの、依然として高い水準で推移していることから、国の指針を踏まえ条例等を改正し、月45時間、年360時間以内という時間外在校等時間の上限の目標を掲げています。
- 校務の効率化を目指した校務支援システムの導入や、学校給食費の公会計化、勤務時間管理の適正化に向けたタイムカードの導入、電話自動音声案内の導入、部活動における外部人材の活用などに取り組んできましたが、教員のワーク・ライフ・バランスを一層確保し、児童生徒一人ひとりへ充実した教育活動を行うことができるようにするため、取組の継続と強化が求められます。
- 児童生徒の将来に向けて学校教育活動を行っていくためには、情報化の進展など急激な社会環境の変化に応じて、教員が生涯を通じ学び続けることが重要となります。

＜取組方針＞

- 学校納付金事務の効率化を進めるとともに事務手続きのデジタル化や、ICTを活用した研修・会議の推進など、校務の効率化に向けた取組を一層進めます。
- 学校での研究成果の発表や授業の公開、児童生徒の作品募集への対応などを見直し、負担軽減を図ります。
- 持続可能な部活動の展開に向け、部活動指導における外部人材の参画を推進するなど、大学や企業、地域との連携をさらに強化しながら、教員の負担軽減を図ります。
- 学校運営協議会やPTA等の場を活用し、望ましい学校教育の在り方について意見交換の機会を増やし、総合的な学習の時間や児童生徒の見守りなど、教育活動への地域・家庭の主体的な参画を促します。

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

施策 教員の資質・能力の向上と人材確保（Ⅲ－3－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

いきいき教員づくり研修構想の推進、各教科におけるICT活用、学力サポートコーディネーターの派遣、教科指導エキスパートの派遣、特別支援教育パワーアップサポート事業、教員採用選考の実施

■ 施策の取組状況等

- 社会的な価値観の変容や情報化の進展など社会環境の急激な変化に伴い、教育課題も複雑化・多様化しており、高い受容力と共感的理解力や、柔軟な思考力と対応力、組織対応を図るための連携力と調整力、教科横断的な指導力や多様な学びをコーディネートする力など、教員の資質・能力の向上が求められます。
- 一方、教員志願者は全国的に減少しており、教職課程を持つ大学と教育委員会・学校との連携は重要度を増しています。大学と教育委員会・学校とが教員養成・育成に関するプログラムを連続のものとして捉え、協議・連携して各々が取組を進めることができます。また、教員となった後も成長を促し能力向上が図れる魅力ある研修体系の構築、環境の整備が求められます。
- 本市では、インクルーシブ教育システムの構築、小学校における外国語活動の充実に向け、教員採用選考において特別支援教育に関する免許保有者や、英語資格保有者への加点措置を行うなど、人材の確保を進めてきました。
- 教員の定年退職者が多くなる年度が続くため、資質を備えた採用者の確保を確実に行っていくことが求められます。また、若手教員を指導する中堅教員が不足するとともに、年度途中での産育休者等への代替教員の確保も難しくなってきています。

＜取組方針＞

- 本市の教員として求められる姿や資質・能力を明らかにしつつ、キャリアステージに応じた体系的な研修を進めるとともに、各学校の課題に則したOJTを充実させ、大学院や他自治体の学校、海外の日本人学校等への派遣することなどを通じ、教育現場で求められる専門知識の習得や実践力の向上等指導的役割を果たす教員を養成する研修を実施します。
- 学校での教育活動と自己研鑽を両立しようとする教員を支援し、授業づくりや学級経営力の向上を図るため、専門性を有する職員の学校派遣やICTを活用したリモート研修、オンデマンド研修など学校において行える研修メニューを充実させます。
- 教員採用試験合格者向けの採用前研修の実施により円滑な業務への適応につなげるほか、教科指導エキスパートの派遣などを通じ若手教員の指導力の向上を図ります。
- 教職課程を持つ大学との連携により、インターンシップ、教員研修等への大学生の参加を促進し、教員としてふさわしい資質を備えた人材の養成と教員採用選考の受験者の拡大を図ります。
- 学校ボランティアや学習支援員など教員を目指す大学生が学校の支援を行なながら、教職の魅力を実感できる取組を進めます。
- 多様な教員採用の手法を検討し、必要な教員数の確保を図ります。

IV-1 ライフステージに応じた学びの支援

人生100年時代を見据え、誰もが生涯を通じて知識や必要なスキルを学び、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、市民センター等の社会教育施設などを通じ、子ども、若者、子育てをする保護者、成人、高齢者など、それぞれのライフステージに応じた学びや交流機会の提供に取り組みます。

施策 市民の主体的な学びの支援 (IV-1-①)

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

市民センターにおける多様な講座と学びの支援、「学びのまち・仙台」市民カレッジ、市立高等学校の特色を活かした学びの支援、子どもの読書活動の推進

■ 施策の取組状況等

- 地域に身近な社会教育施設である市民センターにおいて、市民の学びのニーズや社会状況を踏まえた多様な講座の開催や各種の生涯学習事業を実施するとともに、子どもから高齢者までのあらゆる市民が集い交流し、学び合う機会を提供してきました。また、学校図書室の充実やブックトークを通じた子どもの読書活動の推進、市立高等学校の専門性や資源を活用した高等学校開放講座など、ライフステージに応じた学びを提供してきました。
- 子どもの読書活動については、1日に30分以上読書をする児童生徒の割合は伸び悩んでおり、読書習慣の定着が課題となっています。また、人生100年時代や感染症の影響も踏まえながら、多様な学びの機会の提供と質の向上に取り組むことが求められます。
- 市内には、博物館や科学館、図書館など専門性を有する社会教育施設があり、幅広い世代の市民が積極的に学ぶ機会が得られるよう、資料の充実や多種多様な事業の実施に取り組んでいます。また、施設同士が連携して単独施設では提供できない魅力ある事業を展開しています。
- 本市の社会教育施設等における生涯学習事業では、環境、福祉、健康、防災、まちづくりといった幅広い分野で、SDGsの理念や目標の実現につながる学習や活動の機会を提供しています。今後は、こうした学習や活動がSDGsにどのように関わり、貢献するのかを示すことにより、市民がSDGsを身近に感じ、持続可能な社会の構築に向けた行動につながる取り組む必要があります。

< 取組方針 >

- 感染症の影響や社会環境の変化を踏まえ、学びの内容や提供方法などを検討し、市民センターにおける各種講座や高等学校開放講座などを通じ、子どもから高齢者までのあらゆる市民に対して、主体的な学びや交流の機会を提供します。
- 子どもの読書活動は、感性を磨き豊かな想像力を育むなど、生涯にわたる学びのきっかけとなることから、読書習慣づくりに向けた取組を進めます。

基本方針IV 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

- 社会教育施設等での多様な学びを通じ、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む意識の向上につなげるため、SDGsの趣旨や背景等を学ぶプログラムの実施や、SDGsの17の目標との関連を意識した事業展開を図ります。
- 市民の学びへの関心を高め、生涯学習へのさらなる参画につなげるため、様々な生涯学習事業の内容や魅力、活動の有用性について効果的な情報発信に取り組みます。

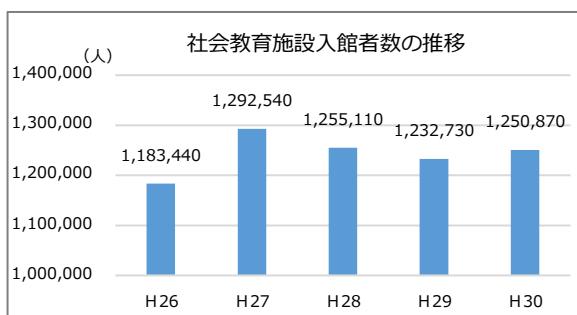
施策 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供（IV－1－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

社会教育施設の運営、ミュージアム連携

■ 施策の取組状況等

- 博物館、科学館、図書館、天文台、せんだいメディアテークといった各社会教育施設において、幅広い世代の市民が興味関心を持ち、積極的に学ぶ機会が得られるよう、それぞれの専門性を活かした展示や多彩な社会教育事業を行ってきました。
- 他地域にはない本市独自のミュージアム施設の共同事業体である仙台・宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）では、ミュージアムの発信力の強化と多面的な学びの機会の創出に取り組んできました。引き続き、各施設の機能向上に努めるとともに、施設間連携による新たな学びの創出と魅力発信を進めていく必要があります。



< 取組方針 >

- 社会教育施設での学びは、子どもたちの学習意欲の向上やふるさとへの愛着の涵養にもつながることから、市立小中学校との連携を進めます。
- 社会状況の変化や市民の多様なニーズに柔軟に応じた学びの機会を提供できるよう、各社会教育施設の専門性を活かした施設運営と機能の向上に取り組むとともに、ミュージアム連携のプラットホームであるSMMAの強みを活かし、よりフレキシブルな連携と事業展開による、新たな学びの創出と魅力の発信に取り組みます。
- 各社会教育施設の取組
《博物館》
仙台に関わる主要文化財の所蔵館として、展示設備の改修など施設機能の向上と展示内容の充実を進め、多彩な展覧会を開催するとともに、学校や他の博物館施設との連携を強めながら、ミュージアムの魅力をさらに発信します。

基本方針IV 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

《科学館》

総合自然科学系博物館として、展示リニューアルを進めつつ、人工知能(AI)やロボティクスなど急速に進む技術革新に応じた展示の充実を図るとともに、研究機関や企業との連携を強めながら、幅広い世代が科学に親しめるよう事業を充実させます。

《図書館》

生涯学習を支援する身近な基盤施設として、資料の提供により読書活動をサポートし、市民一人ひとりの学びを支えるとともに、デジタル技術の活用など新たな事業展開を検討しながら、図書館サービスの充実に取り組みます。

《市民センター》

地域に身近な社会教育施設として、市民本位の生涯学習の支援拠点、市民が主役の交流拠点、学びを通して人づくりを行う地域づくりの拠点という機能を活かしながら、生涯にわたる学習機会の提供、学習情報の収集及び提供、地域住民の活動支援等の事業を実施します。

《泉ヶ岳自然ふれあい館》

豊かな自然環境を活かした自然体験活動や集団宿泊活動を行うとともに、泉ヶ岳の情報や休憩場所の提供など、幅広い世代の市民が泉ヶ岳の自然に親しむことができるサービスの提供を行います。

《天文台》

天文科学に関する最新の情報を分かりやすく市民に提供するとともに、様々な年齢層に対応した各種プラネタリウム投映、市民参加型のイベント等を通じて、より多くの市民が宇宙を身近に感じられる機会を提供します。

《せんだいメディアテーク》

仙台の芸術・文化、生涯学習の拠点施設として、メディアを活用した情報・資料の収集や調査研究、視聴覚障害者に対する支援、展覧会や講習会の開催、市民活動の場の提供など幅広い事業展開を行います。

《大倉ふるさとセンター》

大倉地区の豊かな自然と暮らしの歴史を活かした自然体験や生活体験を通じて豊かな人間性を育む場を提供するとともに、人々の交流を促進することによる地域のにぎわい創出を目指します。

《歴史民俗資料館》

宮城県内最古の洋風木造建築である旧歩兵第四連隊の兵舎を活用し、仙台市域を中心に、主に明治時代以降の農家や町場の生活など庶民生活資料をより分かりやすく展示するとともに、さまざまな体験学習や民俗芸能を鑑賞する機会の提供を行います。

《富沢遺跡保存館(地底の森ミュージアム)》

旧石器時代を中心としたテーマミュージアムとして、富沢遺跡から発掘された2万年前の旧石器時代の遺跡面の現地保存と公開を行い、大学などの研究機関と連携を深めながら、当時の環境と人間の活動を生き生きとよみがえらせる展示活動を開催します。

《縄文の森広場》

約4千年前の大きな縄文ムラであった山田上ノ台遺跡を保存し活用するための施設として、縄文時代の植生を再現した広場や復元された竪穴住居を活用し、様々な体験活動や地域と連携したイベントなどを通じて、自然と共生していた先人の暮らしを体験する場を提供します。

基本方針IV 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

施策 ICTを活用した多様な学びの提供 (IV-1-③)

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

社会教育施設における生涯学習情報の提供、学習情報レファレンスシステムの活用

■ 施策の取組状況等

- 市民の学習活動を効果的に支援するため、市民センター同士を専用回線で結んだ学習情報レファレンスシステムの活用により、生涯学習に関する新しい情報を提供するとともに市民の学習相談に応じています。
- 社会教育施設のICT環境は十分に整っているとは言えない状況です。オンライン学習など新しい技術を活用した学びの利点を最大限生かし、市民の生涯学習をさらに充実・発展させていくことが求められます。

<取組方針>

- ホームページ等による情報提供の充実を図るとともに、感染症を踏まえた新しい生活様式や価値観の変化に対応し、社会教育施設においてデジタル技術を活用した学習コンテンツの提供に取り組みます。
- 「対面による学び」を基本としながら、ICTを活用した「オンラインによる学び」を効果的に活用し、学びの機会の充実に取り組みます。
- 観覧料等の電子決済導入を検討するなど、社会教育施設において来館者の利便性向上を図ります。

施策 学びにつながる支援の充実 (IV-1-④)

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

手話通訳者・要約筆記者の配置、若い青年教室、せんだいメディアテークバリアフリー・デザイン事業、録音図書・デイジー図書の貸出

■ 施策の取組状況等

- 社会教育施設における講演会などの手話通訳・要約筆記者の配置や、知的障害者の仲間づくり、生活上の知識・技能習得に向けた学習機会である若い青年教室を実施していますが、障害の種別に応じた学習支援の充実が求められます。
- 働き方や価値観の変化なども踏まえ、経済的な課題を抱える方など多くの方々が学びにアクセスしやすくなるための取組を進める必要があります。

<取組方針>

- 障害者の生涯にわたる学習支援のあり方について検討を進めます。
- 様々な理由で困難を抱える方に対し、知識や技能を習得する機会の充実を図るとともに、より多くの方が学びにつながり、積極的・主体的に活動できるよう取り組みます。

IV – 2 学びを支える人材育成

学びの内容やきっかけづくりを充実させ、ライフステージに応じた市民の学びを支えるため、社会教育に携わる人材の専門性等の向上に取り組みます。

施策 社会教育事業に携わる職員の育成 (IV – 2 – ①)

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

社会教育施設職員研修の実施、嘱託社会教育主事の育成

■ 施策の取組状況等

- 市民センターなどの社会教育施設の職員や学校の地域連携担当教員などを対象に、社会教育に関する基礎的な知識や、講座企画、ネットワークづくり等の研修を実施しています。
- 青少年活動の指導や学校・地域・家庭の連携を推進するなどの目的で、本市独自に委嘱している嘱託社会教育主事の養成を図るため、平成29年度から社会教育主事講習受講援助制度を実施しています。

< 取組方針 >

- 情報化の進展や感染症の流行など社会環境や課題の変化を捉えつつ、社会教育事業に携わる職員に求められる資質と専門性の向上を図る取組を進めます。
- 学校教育との連携による社会教育の振興のため、社会教育主事の魅力や活動機会の発信を行うとともに、嘱託社会教育主事が地域と学校との連携・協働の橋渡し役となり、市民の生涯学習を後押しできるよう能力向上を図ります。
- 令和2年4月から新設された社会教育士については、企業やNPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で活躍が期待されます。養成課程を有する大学などと連携し、民間における資格取得状況を踏まえ、本市の社会教育事業への協働について検討していきます。

施策 自ら学ぶとともに、市民の学びをサポートする地域人材の育成と活躍促進 (IV – 2 – ②)

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

地域コーディネートリーダー研修の実施、「学びのまち・仙台」市民カレッジ、社会教育施設運営ボランティア等の養成・活動支援、ジュニアリーダー育成支援、託児ボランティアの養成・活動支援、地域情報発信サポーターの養成・活動支援

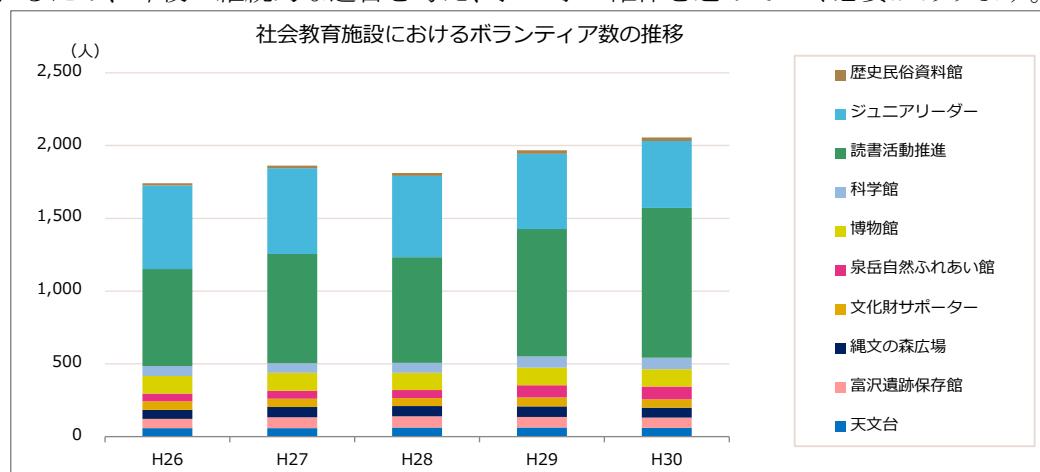
■ 施策の取組状況等

- 生涯学習支援センターにおいて、子どもたちのために地域で活躍する人材が交流し、連携・協働の意義やコーディネート手法等を学ぶ、地域コーディネートリーダー研修会を開催してきました。町内会長や学校支援地域本部のスーパーバイザー、社会学級運営委員長など地域の核となる様々な人材が集まり、情報交換を通じて互いの実践例から多くのことを学び、地域に還元しています。
- 地域学校協働活動のキーパーソンとなる地域人材が円滑に世代交代し、活動が停滞すること

基本方針IV 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

のないよう、研修内容の充実を図る必要があります。

- 市民センターでは、ジュニアリーダーの活動拠点となるとともに、研修の実施など育成支援を行ってきました。ジュニアリーダーは子ども会活動やイベント等の支援を通じて、社会性や幅広い視野を身に付けています。
- 各社会教育施設では、運営ボランティアの養成講座やスキルアップのための研修を実施してきました。養成講座の修了者が展示解説や各種イベント・体験活動を支援するなど、ボランティアの力は各施設の運営に欠かせないものとなっています。
- 各分野で多くのボランティアが参画していますが、一部では登録者の減少や伸び悩みも見られるため、今後の継続的な運営を考え、担い手の確保を進めていく必要があります。



<取組方針>

- 地域の核となるコーディネーター等の研修について、企画員を募って参画してもらうなど、主体的に研修や講座に参加することを通して、地域人材を育成します。
- ジュニアリーダーとして活動する中学生・高校生の育成支援を通じ、将来にわたり地域に貢献する意識の醸成を進めます。
- 各社会教育施設において、ボランティアの方々や養成講座受講者の声を踏まえながら、受講しやすく魅力ある養成講座を充実するなど担い手を育成します。
- 研修や各種の体験活動、他施設との協働による活動など、ボランティアの方々の様々なスキルアップの機会を充実するとともに、交流と活動の活性化を支援することを通じ、学びのサポート力の向上に取り組みます。

V – 1 社会全体で子どもを育てる環境づくり

地域の交流活動の拠点である学校という場を核として、地域・家庭との協働による学校運営と子どもたちへの多様な学びの提供を行うとともに、地域住民の交流・生きがいの創出に取り組みます。

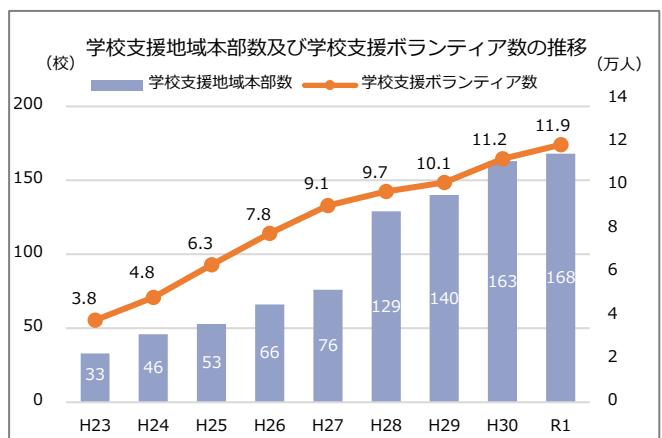
施策 地域とともに歩む学校づくりの推進（V – 1 – ①）

■ 施策に関するこれまでの主な事業

仙台版コミュニティ・スクールの推進、協働型学校評価の実施、学校支援地域本部事業の推進

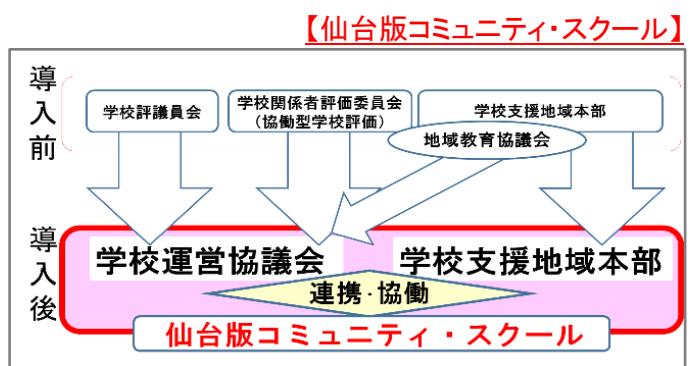
■ 施策の取組状況等

- 学校・地域・家庭が一体となって、豊かな学びの環境を創出し、子どものよりよい育ちを支えるため、本市では地域とともに歩む学校づくりの取組を進めてきました。平成20年度から設置を開始した学校支援地域本部は全市的に取組が進展し、令和元年度には9割を超える市立学校で学校支援地域本部の設置又は連携活動が展開されています。また、平成22年度以降は、学校が児童生徒の現状と課題を家庭や地域と共有しながら評価・改善活動を行う、協働型学校評価を行っており、全ての市立学校で取組が定着しています。



- 子どもたちの成長過程における社会体験の不足や規範意識の低下などが顕在化しており、学校・地域・家庭の連携をさらに強め、地域の声を学校運営に積極的に反映するとともに、これまで本市が培ってきた学校支援の基盤を活かし、社会全体で子どもたちの成長に関わる体制づくりが求められます。

- ・既存の会議体である学校評議員会、学校関係者評議委員会、地域教育協議会を一体化し、包括的な機能を持った「学校運営協議会」を設置
- ・学校運営協議会は、学校運営方針の「承認」、方針実現のための「意見」の申出、既存の仕組みを活かした学校運営の「評価」を実施
- ・「仙台版コミュニティ・スクール」では、学校運営協議会と既存の学校支援地域本部の連携・協働により社会全体での教育を推進



< 取組方針 >

- 社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めるため、市立学校園への「仙台版コミュニティ・スクール」の導入を推進します。

基本方針V 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

施策 学びを通じた地域づくりの推進（V－1－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

地域学校協働活動推進、社会学級、放課後子ども教室、土曜日の教育支援体制等構築、PTA活動の支援、マイスクールプラン21推進、学校図書室等開放、学校体育施設開放、地域コーディネートリーダー研修会

■ 施策の取組状況等

- 子どもたちの居場所の確保や多様な体験活動、地域住民との交流の機会の創出に向け、放課後子ども教室や、土曜日の教育支援体制の構築など、地域力を活かした学びや活動機会の提供に取り組んできました。PTA活動の推進や各小学校区における社会学級の設置、学校の余裕教室を地域の生涯学習拠点として開放する取組など、学校・地域・家庭の連携を進めています。
- 学校と地域の双方向の連携・協働を通じて、子どもの成長や学びを支えるとともに、地域住民のつながりを深め、地域の活性化を図る、学校という場を核とした地域づくりを進める必要があります。

△ < 取組方針 >

- 社会学級や放課後子ども教室など、学校を基盤とした地域の多様な生涯学習活動を推進します。
- 仙台版コミュニティ・スクールの推進と歩調を合わせ、地域の多様な生涯学習活動を行う団体によるネットワークを形成するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターを地域学校協働活動推進員として委嘱するなど、子どもたちの成長や学びを支える地域学校協働活動に取り組みます。

V – 2 家庭教育の支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちの生活習慣や規範意識、自立心の涵養に重要な役割を果たすことから、家族がともに学びふれあう機会の創出や、保護者の不安や悩みに寄り添う取組を通じ、子どもたちの健やかな成長を支えます。

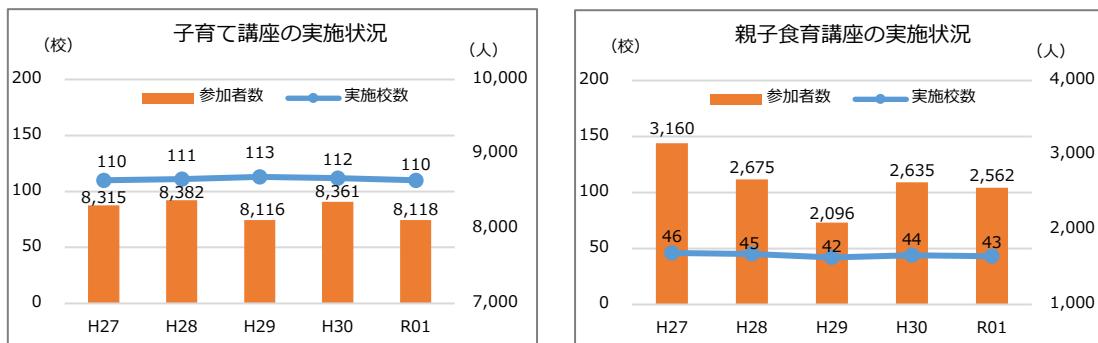
施策 家族がともに学び、ふれあう機会づくりの推進（V – 2 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

子育て講座の実施、親子食育講座の実施、家庭学習ノート仙台の活用

■ 施策の取組状況等

- 就学時健康診断等の機会を活用した子育て講座の実施や、PTAや社会学級と連携した親子食育講座の実施により、家庭教育の意義や望ましい食習慣について考える機会づくりを進めました。また、家族で学習に取り組むことができる家庭学習ノート仙台の活用により、家庭でのふれあいの機会や学習習慣づくりに取り組んできました。
- 共働き世帯の増加など家庭環境の変化に伴い、子育て講座など各種講座の参加者が伸び悩んでいます。また、生活・学習状況調査の結果からは、家庭での学習習慣の定着にも課題が見られます。



< 取組方針 >

- より多くの家庭に基本的な生活習慣や望ましい食習慣について考える機会を提供できるよう、家族形態や働き方の変化も踏まえながら、子育て講座や親子食育講座を実施します。
- 学習を通じた家族の会話やふれあいの機会づくりと家庭での学習習慣の定着に向け、対象学年や教科の拡充も図りながら、家庭学習ノート仙台の更なる活用に取り組みます。
- 絵本を通じた乳幼児と保護者のふれあいの機会づくりについて検討を進めます。

基本方針V 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

施策 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進（V－2－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる保護者支援、不登校に関する保護者支援

■ 施策の取組状況等

- 保護者が抱える不安や悩みに寄り添い、子どもたちの健やかな育ちを支えるため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる様々な相談支援を行っています。また、不登校児童生徒の保護者に対し、適応指導センターの相談員による相談支援や、保護者同士の気軽な相談と交流の場として親の会を実施しています。
- 核家族化や一人親世帯の増加などに伴い、子育てについての悩みや不安を抱えながらも身近に相談できる相手がないといった状況も指摘されており、各家庭の不安や悩みに寄り添う取組が一層求められています。

< 取組方針 >

- 相談内容や傾向を踏まえつつ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談支援の充実を図り、保護者がより安心して相談できる環境づくりを進めます。また、子育て部門など、保護者への相談支援を行う関係部局と連携を進めながら、支援の充実に取り組みます。
- 不登校について悩みを抱える家庭を支援するため、適応指導センターによる相談支援を行うとともに、保護者の気軽な交流の場の充実を図ります。

V – 3 地域づくりに向けた学びの推進

人口減少や高齢化など、社会環境の変化の中で、学びを通じて持続可能なコミュニティづくりを進めるため、地域での学びと実践の機会の充実に取り組みます。

施策 地域における学びと実践の機会の充実（V – 3 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

市民センターにおける市民参画の推進と市民の活動の育成支援、住民参画・問題解決型学習推進、子ども参画型社会創造支援、若者社会参画型学習推進、学びのコミュニティづくり推進

■ 施策の取組状況等

- 市民センターでは、住民参画・問題解決型学習推進事業などを通じ、市民自らが地域課題に向き合い、住みよいまちづくりにともに取り組むことができるよう、地域の多様な活動を担う人材の育成、地域におけるネットワークづくりを進めてきました。また、子どもたちや若者を対象に、様々な学びのプロセスを通して地域社会の構成員としての意識を育み、地域づくりに参画することを目指した取組を行っています。
- 子どもの健やかな育ちを支える地域力を高める取組として、地域の諸団体や学校等の関係機関が連携・協働していくためのネットワーク構築の支援等を進めています。
- 人口減少や高齢化といった社会環境の変化が進む中では、こうした取組をさらに進め、子どもから大人まで、様々な世代の市民が、学びを通じて主体的に地域コミュニティづくりに参画する意識を醸成していく必要があります。

△ < 取組方針 >

- 地域住民や若者、子どもたちが、地域に愛着を持ち、地域づくりに参画していけるよう、市民センターを中心に、主体的に地域課題を解決する機会の充実に取り組みます。
- 様々な機関・団体との連携を深め、さらなるネットワークづくりを行いながら、世代を超えてともに地域づくりに参画する機会の充実を図ります。

V－4 豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり

仙台の豊かな歴史や文化を継承し、それらを活用した学びの展開や市民協働での活動を通じ、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、都市の魅力を発信する重要な資源として活用を進めます。

施策 仙台の歴史や文化の継承と発信（V－4－①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

史跡仙台城跡・陸奥国分寺・国分尼寺・郡山遺跡整備、市史活用推進、文化財の保存と活用、仙台歴史ミュージアムネットワーク運営

■ 施策の取組状況等

- 市史編さん事業で蓄積してきた成果の活用や、文化財の調査・保全と普及啓発、郡山遺跡などの国史跡指定地の公有化や発掘調査を着実に進めてきました。また、市内の歴史系ミュージアム施設が連携・協働する仙台歴史ミュージアムネットワークの運営による歴史・文化の情報発信に取り組んできました。
- 日本遺産である「政宗が育んだ“伊達”な文化」を活用した魅力発信に取り組むとともに、史跡仙台城跡については、平成30年度に今後の保存と活用の在り方を示した史跡仙台城跡保存活用計画を策定しました。

＜取組方針＞

- 仙台の歴史・文化の継承と発信のため、歴史・文化資源の発掘・調査・保全を進めるとともに、それらを有効に活用し、市民や仙台を訪れた人が歴史に親しみ、より一層学び、楽しめる機会を創出します。
- 史跡仙台城保存活用計画と整備基本計画に基づき、遺構等の保存と**活用を図りながら**次世代へ継承**するとともに**、城郭らしい景観の顕在化や歴史的眺望の実現に向けた整備を進めます。

施策 アートを活かした地域の魅力の創出（V－4－②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

せんだい・アート・ノード・プロジェクト、アートとメディアを利用した市民力の育成

■ 施策の取組状況等

- せんだいメディアテークにおいて、現代アートやメディアを活用し、多様な価値観や考え方で触れ市民の創造性を育む事業を実施しています。
- アーティストと、地域の人材、資源、課題をつなぎ、市内各所で展開するせんだい・アート・ノード・プロジェクトでは、アーティストが地域に滞在して市民とともに作品を制作するほか、アートについて語り合う場を設けるなど、ユニークな視点での事業展開は市民の関心を集めています。参加者は増加傾向にあり、文化や芸術の継承に貢献しています。

＜取組方針＞

- アートやメディアと地域課題を結ぶ先駆的な事業により市民力を育むとともに、せんだい・アート・ノード・プロジェクトにおいて沿岸部の復興をテーマとしたアーティストと市民とのアート作品の制作活動を継承しつつ、新たな事業展開に取り組みます。

VI – 1 安心で利用しやすい教育環境の充実

教育を取り巻く環境変化を踏まえながら、子どもたちや市民が安心で充実した教育機会を得られるよう、学校や社会教育施設の計画的な保全と施設機能の向上等に取り組みます。

施策 学校・社会教育施設の計画的な保全・更新（VI – 1 – ①）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

学校施設整備、社会教育施設整備

■ 施策の取組状況等

- 本市の学校施設は、昭和40年頃から、児童生徒数の急増や郊外団地の造成などが進んだことに伴い集中的に建設され、現在では築30年以上の学校施設が全体の7割を超えるなど、老朽化が進んでいます。また、社会教育施設についても、施設設備の老朽化などの課題があります。安心な教育環境を維持していくためには、計画的な保全と更新が必要となっています。

＜取組方針＞

- 本市全体の公共施設マネジメントとの整合性を確保しつつ、学校施設及び社会教育施設の計画的な保全・更新を進めます。

施策 I C T 教育基盤の整備（VI – 1 – ②）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

校内ネットワーク運用管理、児童生徒1人1台端末の整備、大型提示装置等の整備

■ 施策の取組状況等

- 校務用・教育用コンピュータや校内LANの計画的な整備と更新を進めるとともに、校務支援システムの導入により、児童生徒の基本情報や学校運営に関する情報の一元管理と校務の効率化を図ってきました。また、国の整備方針のもと、令和元年度までに各小学校へ40台のタブレット端末の配備を完了しました。
- 令和2年度からは、国のGIGAスクール構想に対応し、市立小中学校へ児童生徒1人1台端末の整備、市立高等学校等への端末の整備、高速大容量の校内通信ネットワークの構築を進めています。

＜取組方針＞

- ICTの特性を最大限に活かして、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びと、一人ひとりに適切な学びの実現を図るため、教育通信ネットワークの構築と強靭化を進めるとともに、遠隔教育の展開に向けた環境整備を行います。
- 効果的な授業づくりに向け、デジタル教科書や大型提示装置などの環境整備を進めます。

基本方針VI 学びを支える確かな教育環境整備

施策 健やかで安全な学校生活の環境整備（VI－1－③）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

学校施設におけるトイレの洋式化、感染症対策用品等の整備、学校防犯巡視員の派遣、学校ボランティア防犯巡視員による見守り

■ 施策の取組状況等

- 夏季の気温上昇に対応した暑さ対策を講じるため、市立学校へのエアコン設置を進めてきました。また、新型コロナウィルス感染症の流行も踏まえた施設環境の整備や運営が求められます。
- 学校防犯巡視員（仙台・まもらいだー）による学校内や通学路の巡視活動を行うとともに、地域やPTAの方々からなる学校ボランティア防犯巡視員の活動により、登下校時間等の通学路や交通事故発生個所での声掛け・見守り活動を行ってきました。また、児童生徒も非行防止や防犯の啓発など、自らの意識を高める活動を行っています。しかしながら、全国的にも児童生徒が巻き込まれる事件・事故が生じており、継続的な防犯巡視や見守り体制の充実、強化が必要です。

＜取組方針＞

- 学校における感染症対策の徹底を図るため、必要な消毒対策を行うとともに、消毒液や各種保健衛生用品等を確保します。
- 衛生環境の向上に向け、学校施設におけるトイレの洋式化・乾式化を進めます。
- 警察や地域・家庭との連携のもと、学校防犯巡視員の確保や学校ボランティア防犯巡視員への参画を促進し、防犯巡視体制の充実を図ります。

施策 学校規模適正化の推進（VI－1－④）

■ 施策に関連したこれまでの主な事業

学校規模適正化推進、交流学習の実施、スクールバス等の運行

■ 施策の取組状況等

- 全国的な少子化の進行に伴い、本市においても児童生徒数が減少し、中山間部の学校を中心に小規模化が顕著となっています。一方で、市中心部や地下鉄・JR沿線地区、大規模開発の実施地区などでは、人口集積に伴う学校の大規模化が進行している状況も見られます。
- 小規模校や大規模校においては、児童生徒の教育環境に様々な影響を及ぼすことから、適正な学校規模の確保と、児童生徒にとってより良い教育環境の実現に向けた継続的な取組が求められます。

＜取組方針＞

- 児童生徒にとって望ましい教育環境の実現に向け、地域の実情を踏まえながら、適正な学校規模の確保に向けた取組を進めます。
- 児童生徒数の見通しを踏まえ、増築等による必要な教室の確保を図り、よりよい教育環境づくりを進めます。

第7章

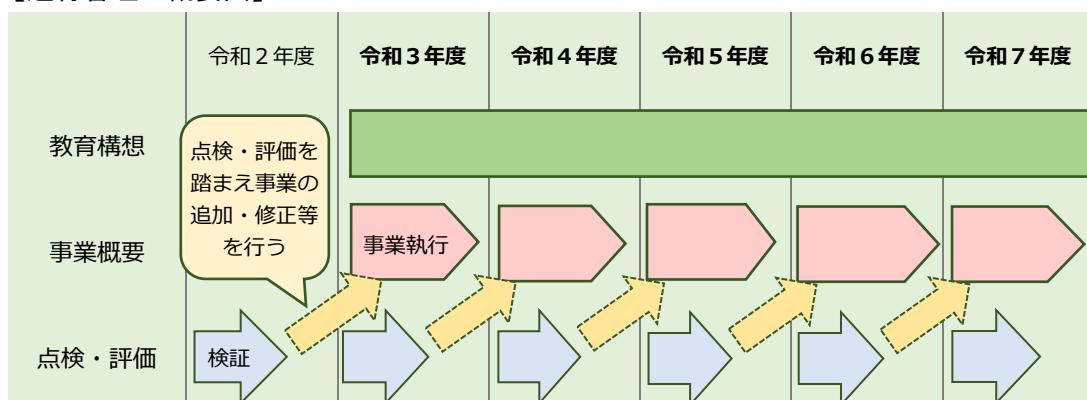
教育施策の推進体制

教育構想は、教育委員会をはじめ、学校、地域、家庭など教育に関わるそれぞれの主体が連携し、社会全体での協働により進められるものです。教育施策をより実効的で実りあるものにするため、以下のとおり推進します。

1. 進行管理

- (1) 教育構想に基づき執行する事業については、毎年度、事業の具体的な内容等を「教育事業概要」として取りまとめます。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」(点検・評価)を活用し、毎年度関連する指標を含め事業ごとに点検と評価を実施しながら、効果的な教育施策の進行管理を行います。
- (3) 社会環境や教育課題の変化を捉えつつ、前年度の執行状況について教育委員会による自己評価や学識経験者の評価を踏まえ、教育施策の見直しや事業の追加・修正等を行うとともに、「教育事業概要」に反映します。

【進行管理の概要図】



2. 社会全体での取組

- (1) 市役所全体の力を結集した教育施策の推進

教育施策の円滑な推進にあたっては、子育てや福祉、まちづくり、市民協働、環境、地域経済など、様々な行政分野を担う府内関係部局との相互連携を一層強化し、市役所全体の力を結集して取組を進めます。

- (2) 各主体の役割と連携・協働による教育施策の推進

学校・地域・家庭・行政の各主体が、教育においてそれが果たすべき役割を認識し、主体的に子どもの教育や生涯の学びに関わるとともに、それが連携し相互補完しながら取り組みます。また、各種団体や企業、大学など多様な主体との連携・協働もさらに進めます。

3. 情報の発信

教育構想の実現のためには、「学び」に関わる子どもたちや市民に加え、学校、地域、家庭など、それぞれの主体の協力が必要不可欠です。基本理念や基本方針などの理解が多様な主体で深まるよう様々な周知を図る工夫を行い、情報発信と教育構想の浸透に努めます。

資料編

1. 用語解説

用語	解説	掲載頁
ア行		
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称。	7、13、 14など
IoT	Internet of Things(モノのインターネット)の略称。現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術。	8、30
いきいき教員づくり 研修構想	教職員に求められる力量とその構成要素を明確化し、それらに即した経験年数に応じた研修や管理職研修、授業づくり研修などを体系的に実施するもの。	47
インクルーシブ教育 システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ教育の仕組み。	42、47
AI	Artificial Intelligence(人工知能)の略称。	8、30、 50
カ行		
学力サポート コーディネーター派遣事業	退職した校長がコーディネーターとなり、学校を定期的に訪問し、授業の参観や授業記録を基に指導改善を図り、学力向上に向けて専門的知見から指導・支援を行う事業。	47
学校支援地域本部	市民が学校を支援する活動を通して、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育成する体制を構築することにより、子どもたちには豊かな体験活動の機会を、市民には生涯学習の成果を生かす場を提供するなど、地域や家庭の教育力向上を目指すもの。	14、52、 54など
学校運営協議会	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む仕組み。	7、46、 54
カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向け、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進すること。	6、35
GIGA スクール構想	児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現する構想。GIGAとは Global and Innovation Gateway for All の略称。	7、14、 18など
義務教育標準法	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の略称。	45
教育機会確保法	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の略称。	44

教科指導エキスパート派遣事業	退職した教員を学校に派遣し、若手教員等を対象に一定期間チームティーチング等による授業補助を行いながら、授業づくりや教科指導、学級経営等の基礎について指導・助言を行う事業。	47
交流学習	一定規模未満校において、より多くの児童生徒と学ぶことができるよう、隣接校などと合同で授業や校外学習を行う取組。	35、61
子ども参画型社会創造支援事業	小学校中学年の児童から中学校・高等学校の生徒まで、子どもたちがそれぞれに地域社会の構成員としての意識を育みながら成長していくことを目指し、子どもたち自身が主体的に地域づくりに参画し、子どもならではの役割と可能性を自由に發揮できる事業。	58
サ行		
さわやか相談員	<u>地域の方々や退職した教員等から教育委員会が委嘱し、学校生活の中で、第三者的な存在として児童生徒の遊び相手や話し相手となり、ストレスを和らげ悩みや問題を解決するとともに、教員やスクールカウンセラー等と児童生徒の間をつなぎ</u> 、いじめや不登校等を未然に防止する役割を担う者。	33
社会教育主事	都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う者。	52
社会学級	市民の学びの機会の充実を図ることを目的に、各小学校区の成人を対象として自主的な学習の企画運営を行う学級。	13、22、23など
社会に開かれた教育課程	よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図る <u>二と</u> 。	6、7、35
住民参画・問題解決型学習推進事業	各区中央市民センターのコーディネートのもと、住民と市民センターの協働により地域課題を発見し、その課題解決への取り組みを学び、実践する事業。	23、58
ジュニアリーダー	中学生・高校生が、市民センターを拠点に、地域の子ども会活動やイベント等の支援などに取り組むボランティア。	52、53
小1プロブレム	幼稚園・保育園等から小学校への移り変わりの中で起こる諸問題のこと。	36
嘱託社会教育主事	社会教育主事の資格を有し仙台市教育委員会から委嘱され、学校教育に従事しながら地域と学校をつなぐ様々な活動に取り組む教員。	14、52
スクールロイヤー	専門知識や経験に基づき、法的側面からのいじめの予防教育や学校における法的相談への対応、法令に基づく対応の徹底を行う弁護士。	33
スタートカリキュラム	児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるような教育課程(カリキュラム)を構成すること。	36

ステーション	不登校児童生徒の学校内の居場所としての役割と通級指導機能を備えた在籍学級外教室の名称。	41
せんだい・アート・ノード・プロジェクト	アーティストが地域に滞在して作品を制作するほか、アートについて語り合う場を設けるなどの事業を行うアートプロジェクト。	59
仙台自分づくり教育	<p><u>学校での学習のほか、職場体験活動や仙台子ども体験プラザでの体験型経済教育など、人や社会と関わりながら進める様々な体験活動を、児童生徒の発達段階に応じて系統的に行うことで、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育む仙台版キャリア教育。</u></p> <p><u>【仙台自分づくり教育の全体像】</u></p>	<u>12, 23, 26など</u>
タ行		
地域学校協働活動	地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働し学校 <u>という場</u> を核とした地域づくりを行う様々な活動。	7, 14、52など
地域コーディネートリーダー研修会	子どもを育む地域力を高める視点に立ち、 <u>学校や地域とのネットワークの形成</u> や <u>地域内のコミュニケーションの活性化</u> に向け、 <u>地域の核として活動する人材を育成する事業。</u>	52, 55
中1ギャップ	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で起こる生徒指導上の諸問題のこと。	36
デイジー図書	電子書籍の一つ。デイジー(DAISY)は Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格を指す。	51
土曜日の教育支援体制等構築事業	より豊かで有意義な土曜日等の時間を子どもたちに提供することを目的として、地域の多様な人材や団体の協力を得て体系的・継続的な教育活動を実施する事業。	55
ナ行		
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産(Japan Heritage)として文化庁が認定するもの。	59
ハ行		
ビッグデータ	ICTの進展により、生成・収集・蓄積等が可能になる多種多量のデータ。そのデータを活用することにより、異変の察知や、近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供等が可能となる。	8

放課後子ども教室事業	放課後の教室等を活用して、地域の方々による体験活動や交流活動、学習支援の機会を子どもたちに提供することにより、子どもたちの健やかな育ちを支援する事業。	55
マ行		
マイスクールプラン21推進事業	市立学校にある余裕教室を地域へ開放し、学習団体、ボランティア団体等の活動拠点と、それらの団体の活動成果を学校教育に反映することを目的とした事業。	55
学びのコミュニティづくり推進事業	子どもの健やかな育ちを支援するため、地域の様々な団体が連携し、地域の児童、保護者、住民などを対象とし、子どもと大人の交流や自然体験などを実施する事業。	58
MIM(ミム)	Multilayer Instruction Model の略称。読み書きに困難のある児童のつまずきを早期に把握し、改善・克服するための効果的な指導法及び支援システム。	42
ラ行		
ロボティクス	ロボットの設計・製作・制御を行うロボット工学。	50
ワ行		
若者社会参画型学習推進事業	若者が地域づくり活動への参加や様々な人々との学び合いを通じて、身近な地域をより良くすることへの意識を高め、自発的・主体的に行動することを学ぶ事業。	58

2. 本構想の策定経過

日付	内容
令和 2 年 5 月 11 日	<p>令和 2 年度第 1 回仙台市総合教育会議</p> <p>【協議事項】・「教育の振興に関する施策の大綱」及び「第 2 期仙台市教育振興基本計画」の改定について ・本市の教育をめぐる現状と課題について</p>  <p>新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインを活用した会議としました。</p>
令和 2 年 5 月 15 日	<p>仙台市教育委員会（令和 2 年 5 月定例会）</p> <p>【付議事項】・（仮称）仙台市教育プラン検討委員会委員の委嘱等について</p>
令和 2 年 5 月 29 日	<p>第 1 回（仮称）仙台市教育プラン検討委員会</p> <p>【協議事項】・委員会の運営に関する事項について ・（仮称）仙台市教育プランの策定について ・本市の教育をめぐる現状と課題について</p>  <p>本市の教育に関わる有識者の方々に参画いただき、議論を進めてきました。</p>
令和 2 年 6 月 24 日	<p>第 2 回（仮称）仙台市教育プラン検討委員会</p> <p>【協議事項】・これまでの取組みの総括について</p>
令和 2 年 8 月 4 日	<p>第 3 回（仮称）仙台市教育プラン検討委員会</p> <p>【協議事項】・（仮称）仙台市教育プラン骨子案について</p>
令和 2 年 9 月 7 日	<p>令和 2 年度第 2 回仙台市総合教育会議</p> <p>【協議事項】・（仮称）仙台市教育プランの検討状況について</p> <p>教育委員によるまちづくり政策局からのヒアリング</p> <p>【テーマ】・仙台市基本計画（中間案）について</p>

日付	内容
令和 2 年 9 月 10 日 ～9 月 18 日	(仮称) 仙台市教育プラン中間案の策定に向けた教員アンケート調査の実施
令和 2 年 9 月 18 日	仙台市教育委員会（令和 2 年 9 月定例会） 【報告事項】・(仮称) 仙台市教育プランの検討状況について
令和 2 年 9 月 28 日	第 4 回 (仮称) 仙台市教育プラン検討委員会 【協議事項】・(仮称) 仙台市教育プランの検討状況について ・今後の教育課題と対応の方向性について
令和 2 年 10 月 23 日	教育委員と (仮称) 仙台市教育プラン検討委員会との意見交換 【協議事項】・(仮称) 仙台市教育プランの検討状況について
令和 2 年 10 月 28 日	第 5 回 (仮称) 仙台市教育プラン検討委員会 【協議事項】・(仮称) 仙台市教育プラン中間案（素案）について ・(仮称) 仙台市教育プラン策定に係る有識者意見聴取について
令和 2 年 11 月 12 日	令和 2 年度第 3 回仙台市総合教育会議 【協議事項】・(仮称) 仙台市教育構想 2021 中間案素案について
令和 2 年 11 月 25 日 ～12 月 25 日	(仮称) 仙台市教育構想 2021 中間案に関するパブリックコメント募集
令和 2 年 12 月 18 日	(仮称) 仙台市教育構想 2021 中間案に関する大学生との意見交換   <p>仙台市教育構想 2021 中間案をもとに学生の皆さんとも意見交換を行い、ＩＣＴを活用した教育や学校の働き方改革などについて、様々な意見が出されました。</p>
令和 3 年 1 月 27 日	第 6 回 (仮称) 仙台市教育プラン検討委員会 【協議事項】・(仮称) 仙台市教育構想 2021 中間案に関する意見募集（パブリックコメント）等の実施結果について ・(仮称) 仙台市教育構想 2021 最終案について
令和 3 年 2 月 3 日	(仮称) 仙台市教育プラン検討委員会より教育長に対し仙台市教育構想 2021 最終案を報告

3. 令和2年度仙台市総合教育会議の構成員

第1回（令和2年5月11日開催） ・第2回（令和2年9月7日開催）	
市長	郡和子
教育長	佐々木洋
教育委員	吉田利弘
教育委員	花輪公雄
教育委員	中村尚子
教育委員	里村正治
教育委員	阿子島佳美
教育委員	梅田真理
第3回（令和2年11月12日開催）	
市長	郡和子
教育長	佐々木洋
教育委員	吉田利弘
教育委員	里村正治
教育委員	阿子島佳美
教育委員	川又政征
教育委員	後藤由起子

4. (仮称)仙台市教育プラン検討委員会

(1) (仮称) 仙台市教育プラン検討委員会委員名簿

(任期：令和2年5月15日～令和3年2月3日)

	氏名	所属等
委員長	佐藤 静	宮城教育大学教職大学院教授、 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価」における学識経験者
副委員長	菅野 澄枝	仙台市社会学級研究会会长
委員	癸生川 義浩	仙台市立鶴谷特別支援学校校長
委員	佐々木 守世	株式会社ホームセレクト代表取締役 (元「確かな学力育成プラン」検討委員)
委員	佐藤 正幸	仙台市立五橋中学校校長、仙台市中学校長会会长
委員	佐藤 美佳子	元仙台市PTA協議会会长、 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価」における学識経験者
委員	佐藤 由美	仙台市立台原小学校校長
委員	長谷川 真里	東北大学教育学研究科教授、 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価」における学識経験者
委員	花渕 浩司	仙台市立木町通小学校校長、仙台市小学校長会会长
委員	水谷 修	東北学院大学教授 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価」における学識経験者
委員	山口 裕子	仙台市PTA協議会副会長、 仙台市立沖野小学校PTA会長

(敬称略、50音順)

(2) 有識者等からの意見聴取

(仮称) 仙台市教育プラン検討委員会においては、社会教育や学校保健、文化財、地域防災に関する有識者 9 名、大学生 11 名からの意見聴取を行い、それぞれの専門的な視点や様々な観点から 55 件のご意見をいただきました。

いただいたご意見については、本市教育委員会のホームページに掲載しています。

(QRコードを用いホームページへのリンクを掲載)

(主な意見とそれを踏まえた変更点)

意見の概要	変更内容
<p>【基本理念】 「自立する」という記載とすると、自分ばかりという個人的な人間像だと受け止める人もいるので、お互いに助け合う、あなたの自立も助け合うというニュアンスを表わすことも必要ではないか。</p>	<p>「自立」は個性に応じた一人ひとりの自立と捉えており、時に必要な支援を求めながら相互に支え合うことも大切と考えています。ご意見を参考に、基本理念の説明文を変更しております。 (16 ページ)</p> <p><変更前> 「…自立して生きていく力を育むことが肝要です。」</p> <p><変更後> 「…<u>相互に支え合いながら</u>自立して生きていく力を育むことが肝要です。」</p>
<p>【基本方針】 基本方針で課題として扱う内容と施策の構成の整理が必要ではないか。特に、基本方針 I の中で、なぜ ICT 教育と貧困対策の施策が一緒に掲げられているのか。</p>	<p>施策「学びを支える経済的な支援」は、経済的に課題を抱える児童生徒の可能性への挑戦を支えるため基本方針 I に位置付けております。ご意見を参考に、基本方針の説明文を変更しております。 (19 ページ)</p> <p><変更前> 「…夢や希望、将来の理想像を描き、自らの可能性に挑戦する力を育てます。」</p> <p><変更後> 「…夢や希望、将来の理想像を<u>描くことができるよう、学びを支えるとともに</u>自らの可能性に挑戦する力を育てます。」</p>
<p>【基本方針 I】 感染予防策の一つとして ICT 環境の充実は必要であるが、忘れてはならないのは「人と人」のコミュニケーションである。ぜひ、顔を合わせて話をする力、人の話をその人の立場に立って聞く力を養っていただきたい。</p>	<p>ICT の活用を進めながらも、多様な他者と対面で問題の解決に取り組むことは今後一層大切なものと考えております。ご意見を参考に、取組方針の記述を変更しております。 (30 ページ)</p> <p><変更前> 「対面とオンラインを組み合わせた効果的な学びを展開するため…」</p> <p><変更後> 「対面とオンラインの特性を踏まえつつ、各手法を組み合わせた効果的な学びを展開するため…」</p>

意見の概要	変更内容
<p>【基本方針III】</p> <p>在籍学級外教室「ステーション」を学校に設置することは必要な事だが、実際に利用する児童生徒への配慮が必要ではないか。授業に一時参加する時のクラスの雰囲気づくり（友達に笑われないか、見られないか、陰口を言われないかなど）など、利用する児童生徒がプレッシャーを感じないための取組にも言及が必要ではないか。</p>	<p>在籍学級外教室「ステーション」の設置を進めていくうえでは、児童生徒が安心して利用できる環境づくりが必要と考えております。ご意見を参考に、取組方針の記述を変更しております。</p> <p>(41 ページ)</p> <p><変更前></p> <p>「在籍する学級以外での学校での居場所となる『ステーション』の設置を進めるほか…」</p> <p><変更後></p> <p>「在籍する学級以外での学校での居場所となる『ステーション』の設置を進めるとともに、<u>児童生徒が安心して利用できる環境づくりや…</u>」</p>
<p>【基本方針V】</p> <p>施策「学校を核とした地域づくり」とあるが、学校や先生が中心となって地域づくりを進めるように見えるのではないか。学校との連携・協働の中で市民が社会参加を深め、その力が地域社会にも還元されるというイメージで表現できないか。</p>	<p>「学校を核とした地域づくり」は、学校を地域とのつながりや協働の中心としながら、地域づくりに繋げていくことを表しております。検討過程においては、新鮮味があり、インパクトのある「学校を核とした」という名称を使用した方が、今後5年間の計画として相応しいとのご意見もありましたが、正確に趣旨を伝える名称とするため、施策名を「<u>学びを通じた地域づくり</u>」に変更するとともに、「施策の取組状況等」の欄に、学校という場を核とした地域づくりを進める旨記載しております。 (55 ページ)</p>

(3) (仮称) 仙台市教育プラン検討委員会設置要綱

(仮称) 仙台市教育プラン検討委員会設置要綱

(令和2年5月12日教育長決裁)

(設置)

第1条 (仮称) 仙台市教育プランの策定に関し、教育に関する各界の意見を広く反映させるため、(仮称) 仙台市教育プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、(仮称) 仙台市教育プランに関する事項を検討し、同プランの案を教育長に報告する。

(組織等)

第3条 委員会は教育に関する各界の有識者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。

2 委員会は、前条に規定する報告が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育局総務企画部総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

5. パブリックコメント

仙台市教育構想2021中間案をもとに、市民意見の公募を行い、様々な観点や立場から多様なご意見をいただきました。ご意見は、最終案策定のための参考とさせていただいたほか、今後、施策を進める際に参考とさせていただきます。

また、いただいたご意見については、本市教育委員会のホームページに掲載しています。

(QRコードを用
いホームページへ
のリンクを掲載)

(1) パブリックコメントの実施概要

① 募集期間

令和2年11月25日（水）～12月25日（金）

② 募集方法

郵送・ファクス・電子メール

③ 資料の配布・閲覧場所

市役所本庁舎1階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、
区役所総合案内、総合支所、市立図書館、各市民センター、教育委員会ホームページ

④ 意見の内訳

提出者・団体数18、意見件数69

項目	件数	項目	件数
第1章 基本的事項	3	第6章 教育施策 基本方針III	19
第2章 教育を巡る国の動向と社会環境の変化	—	第6章 教育施策 基本方針IV	7
第3章 本市の取組状況と課題	1	第6章 教育施策 基本方針V	4
第4章 基本理念	3	第6章 教育施策 基本方針VI	—
第5章 基本方針	—	第7章 教育施策の推進体制	—
第6章 教育施策 基本方針I	13	資料編	1
第6章 教育施策 基本方針II	11	その他	7

(2) 主な意見とそれを踏まえた変更点

意見の概要	変更内容
【基本的事項】 「教育の振興に関する施策の大綱」と「第2期教育振興基本計画」の2つを一体化したものを策定すること自体が、構想策定の趣旨に読み取れるようと思える。趣旨は物事の目的や理由を表わしており、そうした内容が表現される必要があるのではないか。	ご意見を参考に、より教育構想の策定趣旨が明確となるよう本文を変更しております。 (2ページ) <変更前> 「…社会環境の変化が激しく将来の予測が難しい時代にあって、本市教育の新しい羅針盤とするため、…」 <変更後> 「…社会環境の変化が激しく将来の予測が難しい時代にあって、 <u>本市教育の理念と新しい方針を定め、その下で効果的に教育施策を進めるため、…</u> 」

意見の概要	変更内容
<p>【基本方針 I】</p> <p>S D G s 教育の推進は、学習指導要領にも示され、とても大切な学習内容だと思うが、実際に教科書を開いてみるとコラムのような形で断片的に触れられているのみである。今後の方向性で、「背景にある地球規模の課題への理解を体系的に学ぶ」というのは、どこでそれを保障するのか。</p>	<p>S D G s の理念等について体系的に学ぶことができるよう、学校で実践を行う際の指針を示すなど取組を進めていきたいと考えております。ご意見を参考に、取組方針の記述を変更しております。(29 ページ)</p> <p><変更前></p> <p>「… S D G s の策定経緯や趣旨、背景にある地球規模の課題を体系的に学びながら、自らの課題として受け止め行動に活かす姿勢を育成します。」</p> <p><変更後></p> <p>「… S D G s の<u>理念</u>や<u>趣旨</u>、背景にある地球規模の課題を体系的に学ぶ<u>ことができる</u>よう、<u>新たに学校教育での取組指針等を示しながら、児童生徒が持続可能な社会づくりを自らの課題として受け止め行動に活かす姿勢を育成します。」</u></p>
<p>【基本方針 I】</p> <p>I C T 教育の推進が掲げられているが、コンピューターやタブレットを長時間にわたって見つめることから生ずる児童・生徒の視力への影響などについても配慮が必要ではないか。</p>	<p>児童生徒の健康面への配慮については、文部科学省の指針等も踏まえながら、必要な対応を行ってまいります。ご意見を踏まえ、取組方針の記述を変更しております。(30 ページ)</p> <p><変更前></p> <p>「…学校における I C T 活用を促進します。」</p> <p><変更後></p> <p>「…<u>児童生徒の健康面への配慮等を行なが</u>ら、<u>学校における I C T 活用を促進します。」</u></p>
<p>【基本方針III】</p> <p>仙台市では小学校 2 年生のほか中学校で 35 人以下学級が実現し、その効果が表れてきていることを考慮すると、市独自に小学校 3 年生から小学校 6 年生までの少人数学級の導入に取り組むべきではないか。</p>	<p>小学校における学級編制の標準については、国から 35 人とする方針が示されましたことから、國の方針を受けての対応を確実に進めてまいりたいと考えています。また、取組方針の記述を変更しております。(45 ページ)</p> <p><変更前></p> <p>「國の動向も踏まえながら、小学校における少人数学級編制の在り方について検討を進めます。」</p> <p><変更後></p> <p>「<u>教員が児童一人ひとりとより丁寧に向き合</u>い、<u>少人数によるきめ細かな指導を行っていく</u>体制を構築するため、小学校での 35 人以下学級を拡充します。」</p>

意見の概要	変更内容
<p>【基本方針IV】</p> <p>「ライフステージに応じた学びの支援」は重要な視点であり、特に幼児期においては、日々の生活や遊びは大切な学びの場となる。教育構想においても、様々な体験や身近な人々との関わりを通じた子どもの学びの充実について記載するべきではないか。</p>	<p>幼児期における多様なふれあいや体験活動は、子ども達の豊かな情操や自立心などを育むために大切であると考えております。これまで市民センターにおいて体験活動や交流機会づくりに取り組んでおりますので、ご意見を参考に、取組方針の記述を変更しております。</p> <p>(48 ページ)</p> <p><変更前></p> <p>「…市民センターにおける各種講座や高等学校開放講座などを通じ、市民の主体的な学びの機会を提供します。」</p> <p><変更後></p> <p>「…市民センターにおける各種講座や高等学校開放講座などを通じ、<u>子どもから高齢者までのあらゆる市民に対して、主体的な学びや交流の機会を提供します。</u>」</p>
<p>【基本方針V】</p> <p>施策V-1-②には「学校を核とした地域づくり」とあるが、学校が中心となって地域づくりを進めるように読み取れる。説明文の中には「学校を核とした協働を通じ」との記載があるが、趣旨がより正確に伝わるよう施策の標題を見直すべきではないか。</p>	<p>「学校を核とした地域づくり」は、学校を地域とのつながりや協働の中心としながら、地域づくりに繋げていくことを表しております。検討過程においては、新鮮味があり、インパクトのある「学校を核とした」という名称を使用した方が、今後5年間の計画として相応しいとのご意見もありましたが、正確に趣旨を伝える名称とするため、施策名を「<u>学びを通じた地域づくり</u>」に変更するとともに、「施策の取組状況等」の欄に、学校という場を核とした地域づくりを進める旨記載しております。</p> <p>(55 ページ)</p>

仙台市教育構想 2021